

参議院地方行政委員会會議録第四十四号

昭和二十九年五月二十五日(火曜日)午
後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
小林 武治君

委員

伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
木村 守江君
長谷山行教君
館 哲二君
秋山 長造君
松澤 兼人君
笹森 順造君
加瀬 完君

委員外議員

市川 房枝君

國務大臣

小坂善太郎君

政府委員

青木 均一君

国家公安委員長

斎藤 昇君

国家地方警

柴田 達夫君

国家地方警察

山口 喜雄君

本部警備部長

事務局側

常任委員

福永与一郎君

常任委員

伊藤 清君

本日の會議に付した事件

○公職選挙法の一部を改正する法律案

(市川房枝君外一名発議)

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)

○警察法の施行に伴う関係法令の整理

に関する法律案(内閣提出、衆議院

送付)

○委員長(内村清次君) それでは、地

方行政委員会を開会いたします。

昨日の委員会におきまして決定をい

たしました、公職選挙法の一部を改正

する法律案(参第五号)市川房枝氏はか

の發議にかかる法案でございますが、

この取扱ひにつきましては、録風会の

館委員の發言及び又は加瀬委員の御發

言の内容によりまして、委員長におき

ましては、市川参議院議員に昨日の委

員会の状況を委員長から報告をして御

納得を得るといふ点でございます、

委員長といたしましては本日院内にお

きまして、市川参議院議員と面会をい

たしまして、昨日の状況を報告いたし

まして、市川議員の御賛同を得ること

に努めましたのでございますが、大体

において了承をされましたが、ただ市

川議員といたしましては、是非この法

案の表決を明確にして頂きたい、この

御希望がございまして、なおこの

点につきましては御本人からも委員会

には要請をされると、發言の機会を与

えてもらいたい、こういうことでござ

います。そこで委員長といたしまして

は、昨日の決定通りに取扱ひいたしま

したことを委員の皆様がたの御了承を

お願いしたいのでございます。あとは

市川議員がこの問題につきましても希
望を申述べる發言の機会を許可して頂
きたい。この点を一つ皆様がたに御了
承をお願いしたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○秋山長造君 今やつと簡単だつた

らやつてもらつたらどうでしょうか。

○委員長(内村清次君) では市川先生

も来ておられますから。

○委員外議員(市川房枝君) 私どもが

提出いたしました公職選挙法の一部を

改正する法律案につきまして、提出者

といたしまして先般提案の理由の御説

明だけは申し上げたのであります、

そのとき御質問もございせんでした

し、なおその後の委員会における審議

の経過に鑑みまして、提出者として一

言申し上げたいと思ひます。そのことを

委員長に申し上げましたところが、今皆

様がたの御許可を頂きましたので、簡

単に申上げさせて頂きたいと思つてお

ります。

私どもの提案いたしました法案は、

御承知の通りに連座制の強化を主要主

とした極めて簡単な内容を持つておる

ものでございます。これを提案いた

しました理由はこの前申上げましたけ

れども、なおあのときの理由に附加え

て申上げたいことは、今年の一月以来

問題になつて来ておりますその汚職の

問題、或いは政治の腐敗という問題、

この問題に対して国会に対するまあ国

民の信頼が非常に薄らいで来ておる。

これに関連しまして、国会としてはこ

の国会自身で汚職をなくするような具

体的な措置が必要ではないか。その具
体的な措置としてはいろいろありまし
ようけれども、その中の一つといたし

まして、連座制を強化することによつ

て選挙費用を少くする、こういうこと

ができるのではないか。かねてから公

明選挙連座その他の方面で非常に要望

されておりました連座制の強化、それ

を私どもが法案として実は提出したわ

けであります。連座制の強化の範圍

は、その後録風会から御提案になりま

した内容、或いは社会党で御決定にな

りました内容等、案は相当私の案より

広くなつております。広いは勿論私

としては結構でございますけれども、

併しこの法案の通過成立、できれば今

国会で成立したい。それが国民に対す

る国会としての私は一つの具体的な事

実を示すということになるのだから、

私としては現行法をそのまゝとして、

できるだけ小範圍に実はとどめたわけ

であります、その後今日まで約二カ

月半実はずつとつておるのであります、

その案が委員会御審議頂けるのを実

は私として待つておつたわけでありま

す。衆議院のほうは予備審査の段階で

あります、先般連座制の私の法

案と、もう一つ政治資金規正法の二つ

の法案に対する公聴会を開きになり

ました。参議院のほうはいろ／＼その

他の法案が山積してございまして、御多

忙であつたといふことは勿論私も存じ

上げておるのであります、結論が

なか／＼出ません、私としては小委

員会のありますにできるだけ傍聴
に実は伺つておつたわけでありまし
最近になりました、録風会から連座制

の強化を含む公職選挙法の改正案が出

ましたことは私として非常に嬉しいこ

とでございます、選挙法の小委員

会においての審議の経過を昨日私も傍

聴で伺いましたが、初めのうちは自由

党を除く各派のかた／＼で、公職選挙

法の中の連座制の強化と高級官吏の

立候補の制限、そういうような点をま

とめた改正案を立案をして、そうして

成立させるようにしようではないかと

いう御意見がありました、その、その

点は提案者といつたしましても非常に喜

ばしかつたのであります、併し昨日

或いは最近の一、二回の小委員会の審

議の模様で、録風会案に私も含まれ

ておりますので、録風会案を対象とし

て審議をする、その中には小選挙区制

が入つておるわけでありまして、小

選挙区制も含んだ全案についての採

決をするのだというふうなことで、

昨日大分御審議が進められたわけで

あります、その際に、小委員長から

私に、大体録風会案に私も私どもの

提案したのが含まれておるから、録風

会案で採決をして、それで私どもの案

は審議終了になるがそれでどうか、こ

ういうふうなお話もございまして、録

風会案が成立すれば大変結構であり

ます。いや、尤も録風会案の中には私

個人としては小選挙区には反対であり

ます。従つて全案には賛成しかねる

点、或いはその他の点については私も非常に賛成なところがあるのでありますが、私のほうの連座制の強化の点だけに過ぎません、少し内容が違いますが、私の提案としておる内容で、緑風会案も含まれてない点もありませんので、私どもの案がそのために廃案になると思いますか、審議未了になりますことは、私としてどうも納得しかねるのでありますと申し上げたわけでありまして、その後昨晩の御協議の結果、先ほど委員長からお話がございましたように、警察法案の審議のあとで審議されるということになった。そうしますと、緑風会案の審議が恐らく結論が出るということがござりまするか、従つて私の案もそれについて参るわけでありまして、委員長に申し上げますように、私の案は内容が非常に簡単でありまして、大多数のかたには御賛成頂けるのじやないか。いや御賛成が若し得られない場合にはこれは否決になるのであります、提案者としては、審議未了ということではなく、はつきりと採決をお願いしたい。この連座制の強化を支持しております各種団体、或いは全国の支持しております人たちに對して、提案者としてはこういう理由でこの案はこうなつたのだというのを私としてははつきり言わなければならぬ。よしんばこれが否決をされました、それは止むを得ない、こう考えますので、実は採決をお願いしたいと考えておるわけでありまして、私の希望を申し上げますとおきたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 堀君から発言を求められておりますから……

○堀末治君 皆様がたに申し上げますが、先ほど午前中の理事会でいろいろ相談をいたしました際に、是非この警察法案の審議中に総理の出席に努力する、こういうことであります。それで先ほど申し上げました通り、丁度昼食時等になればできるだけそのほうに奔走しよう、こういうことに申し上げておいたのであります。その結果成るべく皆様がたの御要望に副うようにと実は思ひまして、ここにおられる大臣にもよくお願いをいたしましたし、なお先ほど官房長官のところへ参りまして、こういう要望があるから是非総理も御都合して、この委員会に出て皆さんの質疑に答えるように総理の都合をして欲しい、こう言つて申出ておりました。日にちはいつがいいかということもございましたから、できるだけ早いほうがいいけれども、いろいろ御日程もございまして、二十七日乃至二十八日の間に御都合ができませんか。そのように一つお運びをお願いしたい、こう言つてよく願ひをいたしました。できるだけ御要望に副うようにいたしました。こういう官房長官の返事を頂いて参りました。そのことをこの委員会に申し上げます。

○松澤兼人君 その問題については、私も党内の相談をした結果申し上げなければならぬこともあるのですが、委員長どうなんですか。市川さんの御発言をこのままにして置いて、それで議事進行的なことに入りますか。どちらがいいですか。

○委員長(内村清次君) 私は只今お二方から発言があつておりますから、只今の問題は、これは違つております。これは確かに違つておりますが、どちら

からも本委員会としては関係のある問題でございますから、何か皆様がたでそれを受けられるだけで発言がないとすれば、そのまま審議をしたいと思ひますけれども、発言があれば皆様がたの質疑をちよつと聞きましよう。同時に又堀先生の言われたことにつきまして先ほど理事会でも、一応この理事会では決定をするが、やはり党内に諮らなければならぬという発言もあつておりましたから、委員長は大体その時間を見計らつて昼食を含めまして一時というところで御了承を得たわけでございますから、まあその空気の御発言もありましようからして、それをつつて頂きたい、こういうふうなことで議事の進行をやつて行きたいと思つております。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○松澤兼人君 どうですか。市川さんが発言しつ放しで、これをこのままにしておいていいかどうかですね。委員会としては、委員長からでも適當の機会に改めて市川さんの案を取上げて、その取扱についてはどうするかということ委員会に諮つて相談してお答えする、御発言があれば、市川さんのほうも納得できると思ひます。ただ希望だけ言われただけで、委員会としてこれをこのままにしてしまつておく、それでは市川さんの立場も困りになると思ひます、その点だけです。

○委員長(内村清次君) ああそうですか。その点は委員長が冒頭に御報告いたしましたように、その取扱の点につきましては、一応市川さんにもお話し上げたわけでございます、まあそれによつて大体御了承なさいましたけれども、まあ一言発言をしたいというよう

な御希望がございましたから、改めて委員長の席で委員長の氣持として申し上げますことは、これはやはり適當の時期に市川氏ほかの発言にかかるところの只今の公職選挙法の一部改正は、これは委員会では取上げて、そうしてその取扱については委員会でも審議するか、或いはこれをそのままだうするかというところは委員会では決定をするというふうな取扱を委員長は考えているのですが、こういうふうな取扱でよろしゅうございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(内村清次君) それでよろしゅうございませうか。

○委員外議員(市川房枝君) 結構です。

○松澤兼人君 まあ小林案の中に含まれておりましたから、市川さんも御遠慮なすつていたやうであります、まあ小林案を適當の機会に取上げるといふことが、併し、このほうは選挙区の問題も含まれておりましたが、やはり相當にむづかしいと思ひます。そうしますと、これを全面的にまあ採決するかどうか非常にむづかしい問題である、市川さんの案は極めて簡単なもの、市川さんの案は極めて簡単なもの、市川さんの御意見を聞いて上げられるものならば上げて頂きたいという希望だけを申し上げておきます。

で私は、先ほどは休憩をして頂いて、会派に歸つて相談させて頂きたいというのを申し上げた。まあ会派のほうとして警察法の審議に入ることに異議はない。併し今朝の理事会でいろいろ話合つた点については、十分に確認してもらいたいというので、その一つはこの総理の出席の問題、その一

つは他の委員会から連合審査を求められた場合連合審査をやるようにという問題、それから参考人として適當な人の出席を求めて十分審議を尽くしてもらいたい、これは条件と申しますか、或いは前提と申しますか、これを是非皆様がたに確認してもらつて、警察法の審議に入るならば審議に入つてもよろしい、こういう意向でありましたので、午前中の委員会のときにもいろいろお願いいたしました。是非一つお取上げをお願いしたいと思います。このうち総理の出席の問題は今堀さんからお話があつたわけ。まあ日のことまでお話があつたやうであります、願ひはできるだけ早い機会に総理の出席を一つして頂いて、二十七日、八日ということであれば七日、六、七であれば六日というふうにして、できるだけ早い機会に総理の出席をして頂くように重ねてお願いいたします、私のほうの希望もありません、堀さんのほうの御努力もありませんので、適當なところで一つお話し合ひをして頂ければ結構だと思ひます。

○堀末治君 承知いたしました。

○秋山長遠君 今の点について私も堀委員にちよつとお尋ねしたいのですが、二十七日、八、二日のどちらかには必ず出席できるのですか。

○堀末治君 必ずというところまではまだ私確めておりません。先ほど申し上げました通り、二十七日、八日のうちに何とか御都合願ひるか、こう実は申したのであります。これは私にせよ二十七日、八日というやうなところを申しましたかという、これは曾つてもあるのですが、この吉田総理は短時間に申込んで、さあと言つてもなか／＼何と言いますかね、几帳面というが、あらかじ

め日にちを置いて申込みませんと、非常に嫌うおかなんです。それですから、今日言つて明日出いと言つたつて、これはそうならば出れないと言つたのでは、あなたがたの御希望にも沿えないばかりで何にもならないから、成るべくその辺の人の御性格も一応存じ上げておきますから、それで二十七、八の間に何とか御都合を下さるよう一つ御配慮願ひたいと、併し今松澤さんから二十七日……成るべく早い機会において、こういうことですから、なお重ねて今私又官房長官にそのことをお願いに参りたいと思つております。

○秋山長造君 実は私先ほど聞いたのですが、総理は今日午後二時半から法務委員会に出られるという話です。

○堀末治君 総理ですか。

○秋山長造君 吉田総理が……。

○堀末治君 ああ、そうですか。

○秋山長造君 二時半から出られるという事です。で、そういうところを以て想像すると、総理も国会に出られることをそういやがつてもおられんように思う。秘書保護法のこの質問に答えるように言つて積極的に出て来られるそうです。でも、秘書保護法も非常に重要な法案ではあるけれども、分量から言ひましても又機構の歴大さから言ひましても、秘書保護法なんかの比ではないこの警察法は、考えようによつては日本の国家の性格を或る程度塗り変えるような重大な影響を持つた法案なんです。だから二十七、八と言わずに、今日今すぐ出て来いと言つても、それはまあおつしやるように、おお、すぐ出ようと、こう応じて下さるかどうかわからんかも知れない。併しまあ法務

委員会なんかに気やすく出て来られるところから見ると、今から言つておけば、明日くらいは大体機嫌よく出られるのじやないか、その点の見通しは如何ですか。それは私がそう申すのは、二十七、八という、大分会期末が迫つて来るのです。で、そうなるに衆議院のほうでも今はたゞ／＼している。教育法案なんかをいづれその頃にけりつけなければならんことになる。で重要な本会議が開かれるようなこと、こちらでも又前から委員会にかかつておるいろ／＼な重要法案が、本会議なにかにかかつて来るようなことになつて、多少情勢が動揺すると言いますかね、動き出すのです。でその頃に、特にそういうことを求めて吉田総理の出席の予定というところにおいて、これはもうちよつと工合が悪くて出られんと言つたのじや、今日明日に出られんと言つたのじや、まだあと一番しまいのほうに置いておいて、これはもう駄目だ、外遊の準備で駄目だ、こう言つて逃げられたらそれつきりです。それについてあなたがたのほうではつきり責任を持つて、必ずこの委員会に出席させるといふ責任を負えるならばともかくですけれども、そうでないならば、成るべく私は今日明日、まあ今日と言わずとも、明日ぐらいいには是非出るということ、是非お話が願ひたい。それから我々の質問の順序から言つても、やはり成るべく早いほうがいいのです。ずつとやつて尻のほうに行つて又返つて来るのですから、忽ちあなたがたから又同じ質問を繰返しておられるじやないか、こう言わ

れるのです。それで質疑打ち切りと、こゝろ来るのです。

○堀末治君 お答えいたします。それは今あなたの言われるように責任を持つてということになると、これは私たち政府委員でも何でもありませんから、なか／＼責任は持てませんが、先ほど申しました通り、なか／＼その辺はちよつと気むずかしい人でして、あらかじめずつと順序を作つておいて、要領よく持つて行きますということ、目的の達成がなか／＼しにくいことは私よく承知しておりますから、それで実はそういうふうにも申したのであります。併し折角あなたがたもおつしやるならば、なお重ねて明日何とかこれは繰合せて出られないうこととはもう一度申上げます。併し果してあなたがたの御希望に副える、必ず明日引張つて来るということは私は約束できませんが、できるだけ要望に副うように努力いたします。そんなことでずつとやつておることでございますから、どうぞその辺の私どもの皆様に対するお応えの努力を一つ御了承下さいまして、この程度で一つ御了承願つておきたいと思ひます。

○秋山長造君 委員長にお尋ねします。先日の午前中の理事会で、自由党のほうからも一つ至急出てくれるように、これはまあ内輪ですから、そういう関係から話をしてもらう。それから同時に委員長はもうからも正式の筋途を通つて総理の早急な出席を要求して頂きたいということをお願いしておいたのですが、そのほうの手続はして下さつたのでしょうか。

○委員長(内村清次君) 委員長といたしましては、即刻理事会終了後に官房

長官のほうに申込みまして、ところが官房長官も出席の件につきましては、これは私の察知するところは、自由党のほうから通知があつたかも知れませんが、出席の要求が地方行政委員会からあつておるといふことは知つておられたようでございました。それで確認をされております。ただ問題は、何日の日ということがまだ理事会が決定いたしておりませんでしたからして、委員長はその日にちの出席の確定日に對するところの要求はいたしておりましたが、とにかく地方行政委員会には出席してもらふ、是非出席してもらふというふうな手続は完了いたしております。

○秋山長造君 そこで総理の出席というところがいつになるやらわからん、わかつたやうなわからんやうなことですが、やはり我々としては今直ちにこの席で何月何日の何時何分に総理がこの席に出て来るというときはきめられないうにしまして、少くともまあ明日なら明日出て来るとか、明後日出て来るとか、その程度のこととは更に委員長のほうから政府委員に對して十分具體的な打合せをして頂きたい。又同時にこれは御迷惑ですけれども、堀さんのほうでもそういう努力を至急に一つして頂きたい。それでまあどうせそう長い期間はないのですから、この総理の出席日時の問題、更にもう一つ午前中の懸案になつておつた合同審査等の問題、或いは警視總監を呼ぶとか参考人の話なんかも出ておりますから、そういうこともひとつくるめて一つ、まあ今日散会後といつても或いは無理かも知れんけれども、できれば散会後なり或いは明日の朝なりに理事会をやつて頂い

て、そうしてそういう点を今よりは具體的にはつきりめどをきめて頂きたいと思ひます。そうでないと我々も質問する上に質問の恰好がつかない。総理がいつ出て来るかわからんというやうなこと、それから総理に質問しようと思つて重要な点をあとへ残しておいて、そうして総理は結局出て来ん仕舞いになつたら、それなりになつてしましますから、その点はやはり一応の我々自身としても吐づもりがあり、又この委員会としても一つの総理の出席ということが重要なポイントといひますか、そういうことになるのですから、やはり一つ至急理事会を開いて、そういう点について具體的な一つ御相談をお願いしたい。委員長にお願いいたします。

○委員長(内村清次君) この点はやはり与党の……。

○堀末治君 御相談いたしたいと思つております。

○委員長(内村清次君) 委員長におきましては、只今の御希望の点につきましましては、理事のかたの今の発言もございいますからして、理事会を開きまして、そうして確定をして頂きたい。そうして委員長といたしまして、やはり審議日程をきめる上につきましても、順序をきめる上につきましても必要ですから、さうなうな取扱をいたして行きたいと思ひます。

○松澤兼人君 それで大体よろしいのですけれども、できれば今日まあこの委員会が散会しての理事会を若しお開きになるならば、更に自由党さんのほうで御努力願つて、家へ帰るまでに、総理がいつ何時この委員会に出席できるかということをも一つもう一度

お確かめ下さいまして、明日ということになれば、又質問の準備もしなければなりません、家へ帰るまでにその点をはつきりさせるように御努力願いたいと思います。

○委員長(内村清次君) 委員長といたしましては、そのようにいたします。

○委員長(内村清次君) それでは警察法案、警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題に供します。政府のほうの提案理由、又は衆議院の修正案の提案理由は委員会といたしましてこれを聴取いたしております、なお齋藤警務局長の補足説明も終了いたしております。一般質疑に入りたいと思います。

○秋山長造君 政府委員はどなたが見えてくるのか、その点一つ。

○委員長(内村清次君) それでは申し上げます。小坂善太郎君、国家地方警察本部長官齋藤昇君、次長谷口君、総務部長柴田君、国家公安委員長青木均君……只今の国家公安委員長の青木均君はまだ出席ございませんから、今委員部を通じて御出席をお願いすることにしております。それから刑事部部長の中川君、警備部長の山口君、会計課長の中原君、以上出席されております。

○秋山長造君 青木委員長は見えますか。

○委員長(内村清次君) 委員部を通じてまして今通知をやっております。

○秋山長造君 まあ通知をしているのでしようけれども、来るのですか、来ないのですか。

○委員長(内村清次君) それでは青木国家公安委員長は問合せて明確にいた

します、その出席の可否について。

○松澤兼人君 国家公安委員長の青木君はやつぱり政府委員ですか。

○委員長(内村清次君) そうです。

○秋山長造君 やつぱりこれは警察制度の根本問題ですから、国家地方警察の最高責任者としての国家公安委員長というものは是非今後出席して頂きたい。今日もやはり国家公安委員長に出席してもらつた上で我々は質問を行いたいと思ひますから、至急に呼んで頂きたい。

○委員長(内村清次君) 只今委員長から申上げましたように、その出席の可否は直ちに連絡をとりますから、その点はあとで報告しますが、明日からは是非出席してもらつたということを委員長は取計らいます。

○加瀬完君 政府委員の出席者ですが、これは法的な殆んど関係の質疑が多いと思ひますので、できる限り法制局の責任者、或いは責任者に代るべきものを併せて御出席頂くよう御配慮頂きたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 希望の通りに、委員長は取計ります。

○松澤兼人君 質問がないということじゃなくて、我々としてはやつぱり公安委員長の出席も必要であるし、ということですから、国家公安委員長に質問しなくてもいいかたは質問して下さい。

○堀末治君 如何でございますか。いろいろ出席者の要望もございしますが、その人がたは今すぐ来れん方もおるし、直ちに来られるかたもおられましようが、幸い担当大臣並びに国警長官も、その他関係政府委員がおるこ

とですから、この人がたを相手に御質疑を始めて頂くことを要望いたします。

○佐藤順造君 小坂大臣に原則的なことを若干お尋ねしたいと思ひます。現行の警察法が昭和二十二年の十二月の十七日に公布を見ました当時は、新らしい憲法発効によつて我が国の行政民主化の最も重要な一つの根幹をなすものとしたしまして、従前の中央集権から地方分権に切替えられまして、内務警察官権力行政から民主尊重政治に移行したときのものでありまして、これは、当時関係をしておりました国会議員並びに政府当局の最も心得た点であることは御承知の通りであると思ひます。ところで今度現内閣がこれに對しまして本改正案を提出せられたのであります。ところが、前文がなくなつたり、或いは法文全般を通じて拝見いたしますと、この民主化の時代の態勢に或いは逆行して来るもの、或いは又地方分権に反對して往年の警察國家を作るがごとき懸念を孕むというような工合に感じられる節がたくさんあり、これがこの法案を審議する根本の思想の転換の点として多くの議論の中心になつておるところであります。この真意のあるところを先ず明確にしておいて頂いて、この民主主義の態勢に逆行するものであるという疑いに対する、担当大臣のこの法案に處つておる精神に對する説明を先ず伺いたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) お答えを申し上げます。仰せのごとくこの警察制度の改正というものは戦後占領政策の一環として施行されたのでありまして、もとより民主的な國民に親しまれる、

國民のものとしての警察を作るといふ根本理念においては確かに固期的な意義を有しており、日本の民主化に貢獻をしたことは事実であると思ふのであります。が、爾來八年に亘つての運用の結果に徴しましても、そこに国情に適しないと思ひます。かゝる非能率、不経済という点が多く見られるのであります。これにつきましては、この警察事務というものが元來國家的性格のものとしての地方的な性格のものとのありまするけれども、この兩者を共に國警或いは自警というふうに分れたままでおくといふことの制度自体から、その間の運用の如何に妙を發揮するといひました。そこには制度自体から来るところの桎梏といひます。特に非能率、不経済といふものを持ち来たらす原因は除かれ得ないのであります。これは非常に警察單位が多数に分割してあるといふようなことから参ります。この旨の存在が、警察の効率的な運営といふものを阻害して来ている。こういう事実であるのでござい

ます。で、一方國家警察と市町村の自治體警察とが互に人員が重複するといふようなことからいひまして、國民にとりましてやはり不経済な負担になつておる。こういう点を一つ民主的なこの保障といふものを飽くまでも貫く、そして、その基礎の上に治安任務の遂行の能率、實務の明確化といふことを如何に解決するかといふこと、種々勘案いたしました結果、國警自警共に廢止する、そして府県における自治體警察を作る。こういうことがこの法案の骨子となつておるのであります。中央におきます任務といふものは、この法案の五條二項にあ

ります。やうな極めて限られたものに限られてゐる。飽くまでも府県という区域における一つの自治體、府県という自治體区域という言葉は、たまたま、そういう区域があるのでございまして、決して区域そのものを対象とするものではない。府県の性格を持つ自治體における警察、こういうものを作るといふことにいたしましたのがこの法案の骨子と心得ております。そこで只今のお話のごときこの民主的保障を如何に執行するかといふ点でございしますが、これに關しましては、私どもの公安委員會制度、これを國家公安委員會なり、或いは府県の公安委員會といふものを前面に強く押し出して、そこにおきます良識といふものによつて警察のいゝゆる独善と申しますか、警察の權力、警察といふものに伴ひまする權力から發生することが恐れられる独善といふものに対する民主的保障を確保するといふ点を考へておりますので、この警察法の改正によりまして、從來種々問題になつておりましたところの非常な非能率、不経済、國民の負担を從らに加重するといふ面を是正しつつ、民主的な國民に親しまれる警察を作らうとする、かように考へてゐる次第であります。

○佐藤順造君 今度の改正案の狙いは、自治體警察、國家警察をなくして一本にしようといふ制度の問題、或いは又、公安委員會の制度の問題等に関しましては、後刻いろいろお尋ねしたいと思ひますが、それに先んじて、根本の思想として、一體警察といふものが、國の担当すべきものと地方自治體の担当すべきものがあるといふお話をなされたのでありますが、

担当すべきその内容を、現在の警察事務或いは警察行政を司るかたんの何

を一体対象としてその事務の根幹としておるかという根本の理念が、新らしい

今度出された改正案と、現在のこの只今申しました昭和二十二年に作られ

た当時の根本の理念との間に非常な開きのあることを感ずるのであります

で、特に担当大臣とされて、その制度の如何にかかわらず、内容としておる

根本の思想が何であるか、警察が何であるかということを一応伺い願わな

ければ、従つて起つて参りますという

いふな、派生した制度の運用の面において私どもは支障を来さず、或いは又

これに對していろいろの疑問を起すのでありますから、その根本の理念につ

いて簡明でよろしくございますから、一つ御確信のほどを御答弁願いたい

と思ひます。

の利益を守る、そうしたものが警察の根本的な理念である、こういふように考へております。

○篠森順造君　そこで今その核心に於いて、前文をなくしたのが、目的条項において表明されたという御説明、今度

私どもがこれを拝見して、一つ大きな疑念を持ちますのは、その目的条項に

掲げられてありますものが、全体を通じてどういふ工合に反映して来ている

かという問題であります。つまり従来警察は住民の生命財産を保護する、或

いは又社会秩序を守つて行く、そして利益を保護して行くといふようなこ

とであることは仰せの通りであつて、それが理念だと思ふのであります。特

に私の懸念いたしますのは、そのうちの自由を保護するといふことであります。

単に生命、財産ばかりでなくて、社会秩序を守り、安寧を守るといふこと

とばかりでなくて、住民の自由を保護するといふことが、そも／＼これは警察

行政の根本の理念でなければならぬ。それがとかく全体を通じてみま

自由を束縛するといふことが出て来る。過去においていろいろと人権蹂躪

のやうなことが再々あつたのです。従つて全法文を通じてそこにそのにお

が出て来た。どこに特にそれを強調しているかといふことを一つ具体的に

示しを願ひたいと思ふのです。

○國務大臣(小坂善太郎君)　前文の規定といふのは、先ほど申し上げました

うに、教育基本法とか、日本學術會議法、或いは國立國會圖書館法といつたやう

な極めて限られたものになつております。そこで私どもはこの法案の第一

に目的を明示したのでありますけれども、これは決して仰せのごとくに、非

常に根本的に現在の警察制度と改正法とは狙うところを異にするといふ

のではないでござります。只今の自由といふものを擁護する、これは根本

の考えだ、それはどういふふうになつてゐるかといふことでござりますが、

大體法律といふものは、これはこの國民の利益のために破るべからざるとい

う一般の認識に立つて認定せられたものを、意思を強要するものであり

ます。法律といふものは強要するものな

くまでこの國民の利益、自由を守るといふことではなからぬといふ考へ

ております。で、警察といふものがその國民の権利と自由を保護する、

その目的は、これを如何なる組織において守らばいいかといふことがこの

警察法であります。かように私どもは了解しております。

○篠森順造君　そこで今の御答弁では、まだ余りはつきりしないのであ

ります。自由を束縛するといふことが出て来る。過去においていろいろと人権蹂躪

のやうなことが再々あつたのです。従つて全法文を通じてそこにそのにお

が出て来た。どこに特にそれを強調しているかといふことを一つ具体的に

示しを願ひたいと思ふのです。

○國務大臣(小坂善太郎君)　前文の規定といふのは、先ほど申し上げました

うに、教育基本法とか、日本學術會議法、或いは國立國會圖書館法といつたやう

な極めて限られたものになつております。そこで私どもはこの法案の第一

に目的を明示したのでありますけれども、これは決して仰せのごとくに、非

常に根本的に現在の警察制度と改正法とは狙うところを異にするといふ

のではないでござります。只今の自由といふものを擁護する、これは根本

の考えだ、それはどういふふうになつてゐるかといふことでござりますが、

大體法律といふものは、これはこの國民の利益のために破るべからざるとい

う一般の認識に立つて認定せられたものを、意思を強要するものであり

ます。法律といふものは強要するものな

に刑事訴訟法なり、警察官等職務執行法なりというものがございまして、往時に見られましたような治安警察法であるとか、或いは極端な例は治安維持法であるとか、そうしたような執行法と全く異なつておるのでございまして、そういう点は私は懸念する必要はない。加うるに国家公安委員会或いは地方公安委員会という制度がありまして、一般の良識を濾過して行われる、濾過というよりいわゆるこれは或いは言葉が悪いかも知れませんが、一般の良識を代表する機関を通じて警察行政が行われる、こういうことでございしますから、これは全くその性格において、は少しも変らん、かように考えております。

○加瀬親君 今小坂大臣が笹森さんにお答えになられました前文を約した点、及び前文の意味が法案の中に入つておるといふような御説明で、更に笹森さんのほうから具体的に説明を要求されたのであります。私もその点は甚だ腑に落ちないと思うのであります。で、この法案の形式から行つて前文を取つて行つたほうがいいというお話でありましたが、日本の憲法には前文がはつきりと書かれておる。で、新しい日本の民主主義國家というふうな発展の関頭に立たされましたとき、向うべき方向をどうするかということをも日本の新しい法律についてはいつても前文によつて方向付けをしておつたわけなのであります。この警察法におきましてその点憲法の命するところによりまして、警察法の向うべき方向ということをも前文にはつきりさして置く、それが今あなたは今後各法律において前文を廃止して行きたい。現行

法では前文を否定して削除したのではなくて、第一条、第二条に移したものである。これは衆議院においてもこういう答弁をしておるのでありますが、改正法の第一条、第二条に移したと言いますけれども、現行法の前文と内容を比べてみるときに随分違つていると思うのであります。改正法案の第一条には「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察」ということが掲げてある。第二条は現行法の第一条の警察の責務と申しまじしように、職務と申しまじしように、それをそのまま横に写しただけで、現行法の前文に示された警察のあり方、笹森さんが御指摘になりました憲法の精神に従い、地方自治の真義を推進し、人間の尊厳を最高度に確保し、国民に属する警察であるということがどこにも謳われておらない。この警察法制定の大前提となつておりますこれらのことを省いたということには、これは今の大臣の御説明だけでは我々は納得しきれないのであります。これは警察法全体を通じての性格を変えるようなことにもなりかねないのであります。その点も一度、日本の法律は、一つの方向を示すために新しい法律が現行法通り前文をつけてその方向付けをしている。そこで地方自治を尊重するとか人権尊重というような点を特にここで強調をしないで省いてしまつたのはどういう理由なのか、その点を明確にして頂きたい。

○国務大臣（小坂善太郎君） お答えを申し上げますが、前文を通過して感じますことは、如何にも我々の日本語としての常識から来まする感覚より

も、翻訳的匂いが強いということでもあります。例えば国民のための警察という言葉一つとつてみましても、我々はまだ民主主義ということの中に、民主主義を基調とするという考え方の中に、或いはこの法案で見ますれば、民主的理念を基調とするという言葉の中に、国民のためのということとはもう当然包含されておると考えておる。従つて私どもは占領下においていろ／＼の指示、或いは何と言いますか、指導と云うものでありまするか、そういうものを受けたかくのごとき字句をそのままにする必要はなからう。ただその後における経験に鑑みて、我々の持つ感覚からして、その尊重すべき点を十分に活かして行きたい、こういう態度で臨んでおるのであります、決して字句が違ふから考えも違ふだろうというところは当たらないと考えます。

○加瀬亮君 翻訳的な言葉を正しい標準的な日本語に直す、結構であります。字句を修正して更に元の持つている言葉の意味をはつきりさせる、これも結構であります。併し地方自治の真義を推進する、その点、こういう考え方の立場、人間の尊厳を最高度に確保する、という、こういう考え方の立場、国民に属する民主的權威の組織を確立する目的といった考え方の立場、こういう考え方の立場というものを新らし警察法にはどういふふうに盛り入れておるのですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 一つ民主的理念という言葉をとつてみましても、民主主義的理念とは我々の理解によりますれば、民主主義の立場を根本とする考え方でありますして、憲法に定めまする国政が国民に由来し、国民の信託に

よつて行ふべきものであり、国民の基本的な人権が保障されることを内容としているという考え方に基いておるのでございまして、翻訳的言葉を繰返すようになりませんが、翻訳的なことをできるだけ除いて、日本人として理解している表現を使つて、それによつて内容を示したい、かように考えておるだけでございます。

○加瀬完君　只今翻訳的なお言葉が御説明を頂いたわけでございますが、問題は翻訳的な言葉までも使つて、先ほども述べたような点を強調しなければならぬ必要性というものが、このので、前の警察法の改正のときにあつたので、今度はそういう必要がないものではないか、ここは問題なんです、或いはあるとすれば、ここに改正案に示された程度だけで現れたことで事足りるかという問題。

そこで私は字句にとらわれておつてはこれは議論が進みませんから、字句の根本とか前提という問題について一つ伺いたいのでありますが、一体さつき国情というふうな御説明もありましたが、これは私あとで質問をしようと思つたのでありますが、現実において日本国の憲法の精神に従うとか、地方自治の真義を推進するとか、人間の尊厳を最高度に確保するとか、国民に属する民主的権威ということば、曾つての警察法を改正した当時ほどはもうそれほど声を大にして言わなくても必要のないものだといふふうにお考えになつておられるのかどうか、又こゝういふことをはつきりと警察法に示さなければならぬというような具体的な心配のことはないといふことなのかどうか、この点……。

（國務大臣・小坂善次郎宛） まさにその通りでございますして、私ども八年間のこの貴重な経験を通して民主主義を理解し、身に付け、咀嚼し得たと、かように考えておるのでございます。従つてその字句といふものについては、例えば公共の安全と秩序を維持するたため、民主的理念を基調とする警察云々と言へば、その間によつて十分我々々の理解はなし得ると、こう考えておるの法でありますが、飽くまで是非この法の執行、或いは法律の運営に当りましては、只今仰せのごとく前文の精神を以てこれに当りたいと、かように考えておる次第でございます。

○加瀬亮君 もう一度伺いますか 人間の尊厳を最高度に確保するということは、新改正法によりますればはつきりと言われておらない。警察官の職務において、警察官の行動において人権の尊厳を最高度に確保するということは、今大臣の御説明のように今はそれほど考えなくてよろしいことになつてゐるかと、それほど警察は民主化されたこと、こゝういふふうなお考えであられるかどうか。

○国務大臣(小坂警太郎君) 御承知のごとくその人間の尊厳を最高度に確保するといふことは、これは我が国の憲法の根本的の建前でございます。さうなことは特に諍わなくても一般において理解し認識しておると、かようにお思つておるのでございます。ただこの警察法ができましたのは占領直後でございます。そうした際には当時の占領を運用するに当りましては、この点も強調しておく必要があろうと外から見て或いは考えたかもしれない、併し

○加瀬亮君　人間の尊厳を最高度に確保するということは、先ほど御説明がありましたように憲法の中にもはつきりとしておることでありまするけれども、なぜ一体警察法の中に前文としてこういう点を強調しなければならなかつたかということとは、今までの日本の警察というものがこういう点に最も欠陥があつたからだ。そういう欠陥というものを飽くまでも新しい警察法においては是正をして行こうと、改善をして行こうという一つの方向をここに示したものだと思う。でそういう方向を更に強調する必要は現実においてはそう必要でないかと大臣はお考えになつておられるか。

法の規定によりますと、自治警察の存続或いは廃止については、住民がこれを投票すると、基本的な権利として憲法の中に住民投票ということが書いてある。ところが今度はそれをやらずにこの法律で以て住民投票の権利を全くなくしてしまつてそうしてやるというところが、どんなに理窟をおつけになっても、憲法制定時代のこの精神に對して私は納得ができない。住民の

が、それは現在の法律の精神に合わな
いのではないかとということではござい
すれば、私どもはそうすれば、住民投
票というものは絶対的なものとするな
らば、それならば人口五千以下の市町
村には警察を与えなくてもよいという
ことを考えておるということの規定い
たしております現行法そのものにも
矛盾があるということになるのであり
まして、その点から言いました矛盾は

の点と、それから更に附加えて次の点を、これが改正案でなくて、前のものを廃止して全く別の中央集権的な国家警察を作るのではないかという疑いを起す一つの他の要素は何であるかという、つまり地方分権という思想が全くこれにどういう工合に関連を持ってくるか、この国家公安委員というものをずつと下まで流して行くというようなことと、一体今までの法にあった市町

てその間の矛盾はない。こういうふうにもう少し附加えさして頂きたいと思ひます。

なお地方分権との関係でございまするが、これは第五条を見て頂きますると明確になると存じまするが、先ほど申上げたように、今回の警察法を御通過頂きました後におきましては、府県の自治体警察というものが警察の主体です。そこで国のほうといたしまして

どういふ趣旨においてこれに關与するかと言いますと、五條の二項に掲げておきます通りでございます。即ち国家公安委員会というものは、「国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察裝備に關する事項を統轄し、並びに警察行政に關する調整を行う」、即ち運営、統轄、調整といふことを行いますのであります。その任務を遂行いたしますために「左に掲げる事務について、警察庁を管理する」となつております。即ちお読み頂きますように、ここに十二号ばかりあるわけでありまして、最初の運営に關する事項については三号から五号、それから統轄する事項につきましては六号から十号、調整を行う事項につきましては十一号から十二号まで、即ちここでお読み頂きますように統轄といふものと非常に何か中央集権的なものではないかといふような御疑念を持たれるのであります。ここに書いてございまして、六号には教養規定を作り、七号においては通信規則を作り、或いは十号におきましては裝備規定を作る、そうしたようないわゆる訓令的な内容を持つものでございまして、規定をきめるといふことなんでしょう。他に国家的にどうしても相互の連絡を必要とするといふことに關しましては別にいたしてございまして、個個のものについては深く入つて行かないといふことがこの五條の警察の「任務及び権限」といふところに国家公安委員会の任務及び権限が明瞭に記述しておりますのでございまして。この点によりまして御了解を頂けるのではないかと、かように考えます。

○佐藤順造君 只今大臣から特に五條の用語について運営、統轄、調整といふことの御説明で各項目に關連することのお話がございましたが、実はこのうちの第十二号の「調整に關すること」といふことを実は私も一番懸念してゐる。これは調整に關することといふことを以てあらゆる今の運営も統轄もし得るような結果を來すのではなからうかといふのが私も懸念でありまして、ですからこの調整といふ言葉の中に隠れて、いわゆる警察の袖に隠れて何でもできるということが心配でならない。故に調整の事務の範圍を明確にここで一つ記録に残しておいて、調整とはかくのごときものなりといふことを限定しておいて下さらなければ、いづれもこれが私も後において統轄にもなり、運営にもなりといふ懸念を持たざるを得ない。ですからここに責任の地位において、どうぞ一つ大臣はこの調整とは何をやるものなるか、如何なるものを調整するものかといふことを先ず明確に御答弁を願いたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 調整に關するものは五條の十一号、十二号でございまして。十一号は「警察職員の任用、勤務及び活動の基準に關すること」でございまして、これは結局任用の基準であり、採用の基準であり、或いは外勤勤務であるとか、犯罪捜査の基準であるとか、そうした基準を示すにとどまるのでございまして、指揮監督といふような意味は含んでおりません。又この府県の公安委員会は、その独自の判断におきまして活動をいたすのでありまして、国家からしていわゆる調整の名の下に指揮監督をするといふようなことはないのでございまして。それから第十二号は「前号に掲げるものの外、警察行政に關する調整に關すること」即ちこれは内部調整でございまして、消防と警察との共助規定を作るとか、或いは郵政監察官とか、或いは海上保安官とかいふものもございしますが、それらの本部との間に如何なる調整をするか、こうした特別司法警察と警察との間の調整を図る、こういうことでございまして、御心配の点はございません。

○佐藤順造君 現行警察法では地方自治の真義を推進する観点から警察法を制定したと明記しております。ところがこの新しい改正案では全くこういうことを削つてしまつておる。そして國情に即した警察組織を強調しておるわけでありまして、この特に前の地方自治の真義を推進する観点といふものを除いて、而も又特に今の大臣のお話の傾向から考えると、特別になくてもよさそうだと思うような字句の説明的な、「國情に即した警察組織」といふものを特に強調しておるといふのはどういふわけなんです。この辺に私は疑問を持しますのでその辺についての御説明を願ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 「國情に即した」と申しますと、我が國の場合でございまして、非常に町村単位が多い。町村合併促進法で整理をいたしましては、この法案起草當時におきましては一万余の市町村がある。それに一々人口五千以上有するものに自治警察を置くといふことは非常に経費の点において重複を來す。それでそうしたものをやはり國の広さ、或いはその他の事項を勘案いたしました。さういふ意味でございまして、今「國情に即した」といふ点ですが、町村合併、小さい町村が非常に多いので町村合併といふようなことが行われてゐるじやないか、だから五千以上の町村に警察を持たすことは國情に即しない、こつちや。成るほど小さい町村が非常に多いといふことは、それが日本の國情であつて、この國情が別な國情に即するのかわからないのかといふことも妙な論理ですけれども、併しおつしやることは要するに小さい町村、経済力の非常に貧弱な町村にまで警察力を持たせるといふことは、先ず財政的な理由からして無理ではないか、さういふ意味で國情に即しないといふことと了解をいたしますが、でありますならば、小さい町村が國情に即しないので、町村合併をやつて八千以上或いは一万余後といふような町村ばかりになれば國情に即するといふことであれば、何も五千以上の町村に警察を持たせる、これがいけないからといつて、何十万、何百万の人口を持つた自治体にまで全部自治警察を置かせないといふことに一足とびにする必要はない。五千程度のものに持たすのがいかにいふことなら、丁度町村合併をやつて八千から一万余後のものがあつてきて、さうしてそれが國情に即し、而も経済力も相当充実して來るというものであれば、今までの五千という限度をもう少し引き上げて、例えば一万余一萬以上の町村には自治警察を持たせるといふことに段階を追つてやることのほうが、むしろ國情に即するといふことじやないかと思ひます。あなたの論理で行きますと、五千以上の町村に自治警察を持たせるのが國情に即しないから全部一本にするといふなら、同様に町村あたりにも全部廃止してしまつて、日本中町村を一つに一本化してしまふのと同じことになるのじやないか、その点は如何ですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 國情とはどういふことかといふので、経済的な理由から、相当小さい町村が多いといふことが、経済的理由からいつた場合の國情といふことであらうと申上げたのです。それには五千以上という警察

を作る一つの限界はあるのです。それにしても四百有余の警察がある。その警察があることが非常にお互いの盲点を作つておるので、もう国警、自警と分れておることが経費の面でも人員の面でも重複を免れないという点がある。そこで両方とも国警、自警ともに廃止して県自治体警察を作ろう、これがこの警察法の根本的な考え方であるというのを申上げたのです。只今のお話のように、それじゃ町村を一本にしてそこへ自治警を置いたらいいじゃないか、そういうお考のようでございますけれども、現在御承知のように自治体が二つあるわけです。府県も自治体である、町村も自治体である、そこで自治体警察ということで府県という自治体に警察を持たせる、こういうことにしたらどうか、こういうことであります。

○加瀬亮吉 国情の判定というものが、この法案の背景として非常に問題になるのじゃないかと思うのです。今大臣の御説明によりますと、国情に適しないというところは町村の数が非常に多い、その小さい町村の五千程度のもに自治体警察を置くというところは非常に困難だと、こういう御議論であります。そこはとにかくとして、町村の自治体警察というものは殆んど任意設置のような形で、どん／＼特例法なんかを国会において作りまして、住民の意思によつて廃止しておるといふ現状でありまして、それは別に問題になることではないかと思う。先ほど国情というところについて、国家的性格と地方的性格、警察についてこの二つの性格があるわけだが、これが現状の警察機構におきましては国情に適してお

らない、国情についてこの二つの見解が表明されたわけでありまして。私どもがこの警察法の審議に對しまして、公聴会で多くのかた／＼の御意見を拝聴いたしました。大臣の御認識と国情というものの見方が違つておるようになっている。高橋千代さんは警察法の改正に伴う国情の一部としての、こういう見方をしておる。最近における政府の政策が逆行しつゝあることは甚だ遺憾である。警察法案は戦前の警察国家に逆戻りするものであり、この次に来るものは、再軍備、知事の官選でありはしないかと憂慮される。こういうふうな国情を見ておる。高橋雄次さんは「警察制度を考える上で注意すべきことは、政治の大原則に適合することである。即ち新憲法の精神、主権在民、国会中心、行政においては自治尊重という原則に適合するものたるべく、明治憲法時代の国家至上主義の思想とは自ら異つた方式によるべきである」、中立性の問題について「警察は勿論純然たる行政作用であるが、その目的は治安の維持、生命財産の保持という極めて中立性の強い且つ恒久性を帯びた性質の行政であり、時の政権担当者の政治的な意図によつて左右せらるべきものではなく、又政治上に利用すべきものでもない」、こういうふうに見ておるのであります。或いは又「今回の政府原案は、我が国では曾つて見たことのない強力な国家警察制度であつて、衆議院修正によつて、多少は緩和されたとはいへ、なお自治体警察の理想には極めて遠いことは甚だ遺憾とする」、こ

う見ておられるのであります。住本利男さんは、「現行警察制度の欠陥は認めるけれども、憲法上の自治精神の尊重、国家警察に近づくかない、過度の中央集権化による警察の政党化防止を前提として考えなければならぬ」、と国情の判断をいたしておられます。或いは又大阪の市長さんは「民主警察は、地方自治と切離しては達成せられな

い、これはそれ／＼の見方だろうと思ひます。警察界の先輩であります次田大三郎氏の御意見によりますと、この法案によると警察庁長官の権力が非常に強く、余りに強過ぎて戦前の内務省時代の強力な国家警察が出現されると、長官によつて全国十四万の警察官は手足のごとく意のままに動かすことができ、戦前の警保局長なんか比へてものにならない、とこういうふうな言つておる。又この警察の能率というものを非常に向上するといふ点だけを考へられるならば、権力の濫用が発生し、その他の弊害を非常に増加して、警察による選挙干渉、或いはその他のいろいろな問題が起つて参ります。内閣の更迭するごとに大量の罷免異動という問題が起るであらう、これは国情に適しない。こういうふうなこの警察に對して国情を判定している。これに對して大臣は単に警察法の運用が及ぼす国家への影響、国民への影響、そういうものから考へて、今挙げられただけの国情というもので一体この警察制度の改正というものを思ひつかれたのか、私はそうでないと思ひます。が、そのこと自体国情に適しないといふその国情はどういふものであるか、御説明頂きたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国情と申しますと、抽象的には米英の国情、アメリカにはアメリカの国情があり、イギリスにはイギリスの国情がある。日本には日本の国情がある。その日本の国情と睨み合せて適度な中央の役割を留保して、そして府県自治体の警察が我が国の国情に適當である、こういうのであります。今いろいろの御意見を挙げられました。それは民主主義でありまして、それ／＼のお考えに従つて意見を述べられることは當然であります。政府といたしましては、先般提出いたしました警察法の審議を通じて国会の御意見も伺ひ、又その後の選挙を通じて又直接国民各層に触れてその意見も察知し、そうしたものの上に立つて、一方地方制度調査会におきましても種々の論議がなされたその意見も斟酌し、政府自体の判断におきましてこの改正を提出いたしておるのであります。只今のお話の中に、内閣が變つて地方の警察官の末端まで異動が行われるであらうという説がござい

にも当然日本の国情がなければならぬと思つてあります。その日本の国情と睨み合せて適度な中央の役割を留保して、そして府県自治体の警察が我が国の国情に適當である、こういうのであります。今いろいろの御意見を挙げられました。それは民主主義でありまして、それ／＼のお考えに従つて意見を述べられることは當然であります。政府といたしましては、先般提出いたしました警察法の審議を通じて国会の御意見も伺ひ、又その後の選挙を通じて又直接国民各層に触れてその意見も察知し、そうしたものの上に立つて、一方地方制度調査会におきましても種々の論議がなされたその意見も斟酌し、政府自体の判断におきましてこの改正を提出いたしておるのであります。只今のお話の中に、内閣が變つて地方の警察官の末端まで異動が行われるであらうという説がござい

まいたが、これはこの公安委員会制度というものを全然抜きにした場合の考へ方でございます。公安委員というものが中央におきましては五年間、地方におきましても三年間身分を保障され、その保障された身分を持った良識ある人の考へによつて警察の運営管理がなされるのであります。さうなことは絶対に考へられないと私どもは思つております。

○加瀬亮吉 これは今申上げたのは私の意見ではなくて、私どもに語られまして公述人の御意見なんでありまして。要は公述人の多くの人は、むしろ新しいかのごとき警察法に變更されることを国情に適しないことといふ見方をしておるわけでありまして。今大臣の御説明によりますと、日本には日本の

の制度であつては国情に適しない、国民が甚だそれを望んでおられないという国情というものが具体的にどういうことなのか、それを伺いたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 民主的な警察が望ましいという事は私もその通りと考えております。ただこれが安い経費と言いますが、無駄な経費をかけずに国民負担を少く行い得ればこれ以上の事はない。その理想に一步近づいたために、まだ一運賃において整理すべき経費はその後において出ようかと思ひますけれども、差当りこの改正をいたしますだけでも約九十億円の経費の節減になり、国民の負担がそれだけ少くすむわけでありませう。そこで私もはるくした民主的警察の理念の下において、この能率的なという意味は経済的なですね、警察を作りたい、こういうのであります。そこで何かそういう能率という点を余り強調する余りに、いわゆる国家的統治の面が強く出ると言ひますか、国家的統治という言葉の裏に官僚独善的な権力行政が現れるんじゃないか、こういう御心配であります。これは先ほども申しましたように公安委員会というものの活用をお考え下さつて、身分を保障された良識ある公安委員会の考え方が警察を管理するのでありますから、この点は心配ございませぬし、又警察法そのものが組織法なんでありませう。問題はむしろこれを如何に執行するかという執行法にあるのでございませうが、御承知のごとく刑事訴訟法におきましても、警察官職務執行法におきましても、そういうことはないのをごさいますして、昔と全然執行法の部門において違つておるのでございませうから、

そういう点を看過した御議論には耳を傾けざるようお願いいたします。

○加瀬亮君 これは御承知のように組織法であるから、何も組織法を変えたからといつて執行面には、例へば民主的な警察官の行動というのに対して支障を来たすようなことはないという御説明でございませうが、我々心配しておるのは、これは確かに組織法でありませう。併し組織法を変えて執行面に現れる具体の姿というものを想定するとき、これは単に組織法を一部分変えたというだけでは看過し得ない幾多の問題がある。こういうふうな考えるからかた或いは当局のかたには耳ざわりなことでございませうが、私は最近における警察官による人権侵害の件数とその事例というものを調査いたしました。そうすると、人権侵害の件数は昭和二十三年にはたつた十二件でありませう。二十四年には四十六、二十五年には三百二十二、二十六年には七百七十八、二十七年には八百四十三、二十八年には八百八十一、こういうふうに加増しておるのであります。これは大臣が言う民主警察の方向に警察官が非常によく訓練されて能率を挙げて来ておるといふことは若干逆行すると思ひます。これが国情なんですよ。これに対する心配が国民の一番の心配なんです。もつと具体的に、これは大臣並びに長官も御覧になつたと思ひますが、文芸春秋にも具体的に書いておる。窃盗容疑で十六才の少年を拘捕、拷問して、自白させて処罰した、ところが真犯人はそのあとから出た、昭和二十七年八月の栃木県矢板地区署の例であります。或いは又埼玉県松山地区署では、放

火容疑の十五才の少女を十人以上の警官がとり囲み、便所へ行くにも二人が附いて行く、白状するまで二日でも三日でも家に帰さないで自白を強要した、こういう事例がございませう。堂々と讀者を百万持つておるところの雑誌の上に掲載されておる。千葉県旭地区署では、山林荒し容疑の農夫、二十五才を限りつけた上、柔道で何度も投げつけ、お前もこれくらい仕込まれたら柔道初段くらいになるだろうと、自白を強要した、併し農夫は無実であることがわかつた。こういうふうなことを、もつと幾らでもありますよ。こういう実情に国民はおびえてゐる。それに目をふさいで国情は自治警を廃止して国警に一本にしたほうが適している、そればかりに組織の統一をあせるという事は、果して国情といふものの認識が担当大臣として完全かといふことを私はお問ひしたいのです。問題は組織をどうするかということよりも、もつと民主警察といふものを徹底させてもらいたいといふことを国民は願つておる。それで警察法の改正といふことならば、こちらの方向に一番先に警察法の眼目が行かなければならぬ。その点を脇のほうに置いて、組織を変えたんだ、執行面には変りがないと言つたところで国民は安心できない。なぜ一体こういう事実があるのか。あなたがたは看過しておつたのか。警察法の改正の中にこういうものを入れたいといふほど国情といふものに対して十二分な検討を加えておらなかつたのはなぜであるか。あなたがたの国情の認識といふものに対して我々は甚だ疑わざるを得ない。この点を看過しておるといふ理由を御説明頂きたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 具体的に国警長官からお答え願ひたいと存じますが、そういう人権尊重という事実は無視せられておるといふようなことは、我々としても当然看過することとはできません。その点は十分注意しておることと思ひますが、ただお言葉の中に国警一本にするというお言葉がございませうが、これはたゞたゞ御説明するように国警一本にする考へではないのでございませう。府県単位の自治体警察一本化するといふことでございませうから、その点誤解ないようにお願ひしたいと思ひます。なお具体的事例については国警長官から申し上げます。

○政府委員(斎藤昇君) 只今加瀬委員のお挙げになられた人権侵犯の件数でございませうが、これは全体的に見まして、最近人権擁護局というものがあつて、そこに申出ですればいろいろ人権擁護の立場から保護をして頂けるといふことが普及して参りました。その結果申立事項の多くなつておることは事実でございませう。この点はいくつか、我々のほうにおきまして、そういうことがあるといふことは非常に遺憾なことではございませうが、併し一般国民の関心が高まつて参りました、さういふことと申立があるといふことは非常に我々として喜ばしいことである。私もいたしましては、さういふ具体的な申立が実際にあるといふことによりまして、更に戒しめて行くといふことができるわけでありませう。非常に一般のさういつた申立の機運が多いといふことを喜んでおりましたのは、恐らく人権擁護局で扱

ました全国の官公吏一切を合せて数字であらうと思ひます。そのうちで警察に關係をいたすものを調べて見ますと、例へば昭和二十七年におきましては、国警において十七件、自警においては二十三件、昭和二十八年は国警において十件、自警において十三件、計二十三件、かよになつておりまして、警察のさういつた人権侵害事件が、これは申立によるものでございませうが、必ずしも多くなつておりません。又これらの申立に應じまして人権擁護局で調べられ、又我々のほうに移牒されて調べましたもので、具体的な事実のありましたものにつきましては、それ／＼の処分をいたしてゐる次第でございまして、その点をちよつと御説明申し上げます。

○秋山長造君 ちよつと今の御答弁に關連してお尋ねいたしますが、今おつしやつた数字は、加瀬委員が質問された根拠になつてゐる人権擁護局への申立事件の中から警察關係だけを拾ひあげた数字でありますか。それとも警察のほうで独自にお調べになつた数字でございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) 只今私が申しましたのは、人権擁護局から警察に対して勧告のあつた件数でございませう。人権擁護局でお調べになつて、これはもう警察に連絡するまでもないといふものは除かれておられます。こういうものについて警察は果してどうであるか、調べて、若し事実であれば適當な措置をしたらうかという勧告を受けた数字を私が申上げたのであります。加瀬さんのお述べになりましたのは、警察以外の／＼な公務員を含んでゐるのじやなかろうかと私は考えます。

○加瀬完君 国警長官に伺いますが、今の数字お間違いございませんか。昭和二十七年、二十八年度についてお挙げになりました数字、お間違いございませんか。

○政府委員(斎藤昇君) 人権擁護局から報告を受けた数字につきまして、は、間違いはございません。

○加瀬完君 報告を受けたこと、人権侵害として問題になり、人権擁護局が取上げたことは、これは別だと思つても、問題は、ただ警察のほうに特別問題になるからこれを処置せよと言つたものだけを問題にすべきか、一応人権擁護局で取上げられて、確かにこれは人権侵害の件数の中に入れべきものであるといつて挙げたものを問題にすべきか、私は後者でなければならぬと思つて、私の調査もこれは立法調査局を通しての調査でありますから、これは間違いがないとは申しません。併しながら余りに隔りがありますから、これはあとで又十二分に入権擁護局のほうに問合せて、検討をいたしたいと思つてます。

で、大臣は先ほど国警にしたのじやない、府県自治体だと、こういうことを警察さんの御質問にも、私へのお答えにもたび／＼繰返されましたが、私も名前が府県警察という名前にならうが、或いは国家警察という名前にならうが、その名前というものの、表面を問題にしているのじやない。現状の警察法に代るべき警察法というものを比べ合はしたときに、一体どつちが自治的な性格が強いのか、どつちがゆるゆるの国警的な、中央集権的な性格が

強いのか、そういう意味で申上げていますと御了解頂きたい。

○秋山長造君 あのだつた数字の例ですが、只今の加瀬君の挙げられた数字と国警長官のお挙げになつた数字と、相当隔たりがありまして、その点については我々が更にどちらが本当か、調査をする必要があると思つて、併し仮に長官がお挙げになつた数字がそのまゝ事実といたしまして、例えは一般公務員の人権侵害に比べて警察官の人権侵害の件数が非常に多いという事は、必ずしもそれがそのまゝ今日の事情であるとは即断できないのじやないかと思つて、申しますのは、この一般の国民の警察官に対するこの気持ちと、それから警察官以外の一般公務員に対する態度とはかなり隔りがあつた。これはもう御承知の通り警察官といふものは、何と申しましても他の公務員に比べました場合、一つの威力を持つてゐる。最もこの威力の保持者と言つても、権力の執行者と言つても、か、そういう性格を露骨に持つてゐるものでありますから、それだけに警察官に少な人権侵害的な仕打ちを受けまして、殆んどの場合、まあそのまゝ泣き入りで、触れぬ神に祟りなしいやうなそういう気が非常に強い。これはもう否定できない実情なんである。ところが警察官以外の一般公務員になりますと、必ずしもこれが何か一種の力を背景とし、力を生命としてゐるものではないわけですからね。

【委員長退席、理事堀末治君着席】
比較的人権侵害というやうなことがあつた場合に、すぐ人権擁護局に問題を持ち出す、問題に割合、軽くできるわけでありまして、そういう観点から見ました場合には、警察による人権侵害の事実というものは、今挙げられた数字などはまるで比較にならないくらい多いのじやないか、泣き入りをしている事実が多いのじやないか、まさに氷山の一角といふやうなことを言つてゐるのではないと思つて、と申しますのは、昨今来頻々として全国的に警察官による或いは思想調査であるとか、或いは信書の秘密の侵害といふやうな事件であるとか、或いはそれに類する事件が新聞紙上に報道せられてゐる。それらの全部が全部、明らかに人権侵害、或いは法律違反、こう断定できるかどうかは私もわからない。わかないけれども、併し少くとも多くの新聞に同じやうな事件が報道されてゐるところを見ると、やはり我々としてはそれは十中八九まではそういう事実があつたのではないか、又そういう疑いを受けるやうな事件が全国的に相当起つてゐるのではないかといふことが想像されるわけなんです。で先だつての衆議院の地方行政委員会が猪俣議員によつて取上げられた警察大学のあのゆるゆるの警察教育の問題にいたしましても、まだ結論が出ておりませんが、我々もいづれこの委員会においてこの問題は一つ徹底的に調査をしなければならぬと考へておられますが、そういうこの統計数字に出て来ておらない、いわば泣き入りになつて埋もれた人権侵害事件といふものが、或いは職権濫用の事件といふものが相当多数あるのじやないかと思つておられますが、国警長官はそういう感じをお持ちになりませんかどうか。

○政府委員(斎藤昇君) 私は先ず他の公務員よりも警察官のほうに割合として人権侵害の事件が少いといふやうなことを申し上げようとは決して思つておりません。又それを以てよしとは毛頭考へておらんのであります。ただ先ほど申上げたのは明瞭になつた数字を申し上げただけであります。秋山委員の御所見のように表面に現れない人権侵害行為、或いはこれに類するものが絶無であるといふ切な勇氣はございません。我々といひましたしは、さうなことが一つでもないやうなことを日夜何と申しますか、念じてゐるものであります。できるだけさういふものがあるといふことがわかれば、我々中央から注意し、又地方の責任者も責任を以てさういふことを考へておるのを将来に期して行くことと考へておるものであります。我々殊に第一線の監督者、又我々といひましたしは、警察が最も人権の保護、自由の保護、これにふさわしい警察官であるやうなことを第一の念願といたしておるのでございまして、従ひまして、さうな事柄を先ずみずから手において発見し、さうでない場合は他の人たちのからい／＼な申出或いは御注意等は喜んでこれを受けて、さうしてさうなことを将来にいたさないといふやうに期してゐる次第でございまして。

○秋山長造君 そのお心掛けでやつておられれば結構なんですけれども、実際の事情は必ずしもさういふ長官の方針が全国の警察官に徹底しておらないのじやないか、さういふ感じを持つてゐる。その点について警察においていゝゆるゆるの点教主義といふことが、点数制度といふやうなことが昔からございまして、さうして加減、減点いいことがあれば点数を殖やして行く、失敗があれば点数を減らして行く、或いはマイナスをつけて行くといふやうなことがあるやうであります。最近聞くところによると、その加減の中に或いは報告点であるとか、或いは検査点であるとか、まあいろいろな名目の項目があるやうであります。その報告点の中に、特に最近はいゝゆるゆるの共産党情報、警備情報といふやうなものを特に重視するといふやうなことを聞いております。又検査点の中でも特に警備公安関係の点数を重く見てゐるやうなやうなこともあるやうであります。で、やはり警察組織といふやうなものは一種の軍隊組織でありまして、何よりも自分の上官に対してはこれはもう絶対服従といふやうな形になりやうい。横の秩序というよりも上から下つと筋の通つた縦の關係で身分が縛られてゐるわけでありまして、どちらかと言へば、この点数を殖やすためには或る程度行き過ぎといふことが起りがちだといふことは、交通違反等の取締において我々のしば／＼見受けるところなんです。そこで国警において事実さういふ点数制を今日やつておられるのかどうか。或いは点数制度とは言わなければいけれども、只今申上げるやうなことをやつておられるのかどうか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 私の知つております限りにおいては、さうな点数制度を採用いたしまして、そしてこれはこれによつてその俸給とか或いは階級とかいゝゆるゆるの上げたり下げたりするに使用し、さういふやうなことはいたしてゐません。警察長官が年に一回自分の下僚の何と言ひますか品性、或いは幹部であればその部下の統率が上手

適度の統制を残して、そうして府県の自治体警察が自分の判断において警察行政を行うのであります。その間の連絡事務というものは後ほど又御質疑があるかと思いますが、五十八条に協力の義務が規定され、五十九条に援助の要求が行く際の扱いがきめてあるのではありませんか、中央の調整というものは先ほども触れましたような五十二項に掲げてあるそういうことに限つておるのでございます。そういう点をいろいろ説明いたしますと、御納得を頂く点も多いと私は思つておる次第でございます。

○警察廳長 只今の大臣のお話でちよつと私聞きたれませんでした、中くらの、例えば十五万以上或いはもつと多くて三十万以上、或いは又五大都市でも申しましようか、そのかたがたが自分の自治警察で今まで育成強化して来たものを存続したいというこの全国的な要求があることは、これは大臣も御否定なさらんじやないかと思ふ。ところがこれに対しては何かの見もあることは私は聞いております。ほかの意見というのはこれはその自治体自身の中から出て、やめてくれろという意見なのか、その自治体以外の他の方面からの、これをやめて別のものにしてくれろというのか、そのへんが大臣の今のお話はつきりしていなかつた。ですから今の五大市なりその他の市で自治体自体の上で、例えば三十万以上のものでやめてくれろという要望があるならば、それを一つここで明示をお願いしたい。私もは裏聞にして余りよく存じませんので御説明願います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 自治体の内部からその自治体自身の始終当面しておる問題を挙げて、この自治体警察というものはやはり政府が考へておるまするようには府県の自治体警察にするほうがよろしかろう、こういう意見を陳しておるかたもあるものであります。

○警察廳長 あるというのはいささか程度なんでしょうか。私どもの認識と大分違つておるんです。その点は余りくどいことをお尋ねしませんが、例へば比重を百万の住民の人たちならばそのうちの何割とか、或いは又この市会議員の八十人なり五十人のうち何割とか、少くともそういうこと、或いは又市長自体なり市会議員自体なりから正式に大臣のほうにそういう御要望があるならば、私もはそれを伺つておきたいと思ひますのでお尋ねいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) わざ／＼東京へ出て来られまして、そういう話をされるかたもございしますが、どういふところでどういふ人がいふことにつきましては、そのかた／＼におきましても特にこういう意見を言うて行つたという話は、公表は差控えてもりたいという話があります。○警察廳長 その問題はその程度にいたしまして、これは一般の国民の判断に任せなければならぬことであり、私も又大臣のお言葉について十分満足することができないという感じを起すわけでありまして、そこで先ほど来お話があるから、いわゆるこの警察の民主化と申しましようか、あなたはそういうふうなお話をなさいました。私はこれは現行法が制定せられ又発効せ

られた以来の一つの大きな点であるところかと実は私もそう信じておるわけでありまして、ところがそれが徹底的にそういう工合になつておるかというところ、先ほど来私が懸念していろいろお尋ねして来たのにも触れるものがありますので、これは大臣と共に青木委員長にもお尋ねしなければならぬことが起つて来る。何かと申しますと、それは国家公安委員長に大臣を任命するといふ点であります。これは私から申し上げますまでもなく、この警察の行政の目的は不偏不党でなければならぬ。これは先ず一番大きく考えられた旗印であらうかと、いわゆる錦の御旗であらうかと私は考えるわけでありまして、而してこの不偏不党であるべきはずの委員長は國務大臣を以て充てるといふのがこの六条の規定の政府原案のこれは趣旨であります。ところが私から申上げますまでもなく、國務大臣はこれは内閣総理大臣が任免が自由でござるものとなつておる、而もそのうちに國務大臣といふものの半数以上は國會議員でなければならぬ。つまりこれが政党内でなければならぬという

ことになつておる。こういう觀念から考へまして、私もが一つの懸念を持ちます点は、この点についてこの不偏不党の原則が果して徹底的にこれが行われるかどうかどうであらうかということに對する一つの疑点であります。これに對する一つの總括的な根本的なお考えを、小坂大臣及び青木委員長から御見解を伺いたいと思ひます。○國務大臣(小坂善太郎君) 誠に御尤もなる御懸念であると考へております。ただ私もその御懸念に關しましては、その必要なしと思つております

するが、その理由について申し上げますと、この国家公安委員会なり或いは都道府県の公安委員会といふものは、すべて奇数の委員を以て構成されておるのであります。奇数委員会でございますから、この場合には可否同数ということは現実においてあり得ないものであります。或いは委員の中に事故等があつて欠席したものがあつたらどうするかという御懸念もあるかと存じます。ところが、国家公安委員会なり府県公安委員会なりにおいて重要な事項について表決いたします場合には、これはその委員の当然の職責からいたしまして出席をいたすべきものであらうと存じます。万一事故がありまして、その見解を表明するといふことは又適當な方法によつてでき得ると存じておるのであります。そこで委員は表決権を持つておりますが、國務大臣が委員長になりました際、その委員長は表決権のみを持つておるのでありまして、表決権は持つてないのではありません。従いまして、委員長は表決権は行使いたしませんけれども、これはすでに表決の結果が明らかになる際に採決いたすのでありまして、いわゆる國務大臣という地位の持つ政治的な含みというものはそこには出て来ない。制度上から出得る余地がない。かように考へております。というよりはむしろそのときの政府全般の考え方というやうなものをよき意味において當時この委員長として国家公安委員会に國務大臣が出席いたしますことによつてその間の意思の疏通を図る。よい意味での連絡が密に行くといふことが、こうして公安委員会の職務の重要性から見て、又治安の最終責任を明確にすると

いう意味におきましても必要であらうと思つております。言うまでもなく内閣は国会に對して連帶して責任を負うのであります。そういう意味においての責任が國民に對して明確になるという意味において、この点は御懸念を超えてむしろ非常に意味のあるものである。かように考へておる次第であります。

○政府委員(青木均一君) 国家公安委員長を國務大臣で充てるといふことについてのみ今の小坂労働所管大臣の御説明は、私も大体首肯いたしておるのでございますが、要するに我々の考え方としてものを比較して考えますと、一つの制度がいい場合と悪い場合に働く場合と考へられるのであります。国家公安委員会の委員長を國務大臣に充てますと、内閣との連絡は非常に密になることは重々よくわかります。又内閣の持つておりますいろいろな行政上の方針その他につきましても、これを委員に伝えるというやうなことも非常に便宜がございします。又その権能の内容を見ますと、表決権を持つていませんから、これは何ら表決に参加して委員会の意見を左右するものでない。かように考へますと、委員会の中立性を保持する上において、そうして内閣と何らかの形で連絡を密にする上においては非常にいい制度であるとも考へられるのであります。まあ一面若しこれを悪用するやうなことがあつたら、どうなるかと考へますと、やはり逆には非常に悪影響を及ぼすのではないといふやうなこともないのではないのであります。例へばその委員長が委員長の職務において何らかの言動をして、そういう委員会を相当動かす。それが

第三部 地方行政委員会會議録第四十四号 昭和二十九年五月二十五日 【參議院】

政政府の意図する或る意味においての悪い方面の動かし方があり得るかもしれないという考え方は、一つの委員長問題をめぐつても考えられるのであります。私が、私どもは先ほど前に申しましたように、これがいい意味において運営されるというのを考えますと、内閣の連絡を密にし、却つて工合いいんじやないかと考えております。これは運用の如何にあると存じておりまして、制度そのものについてはむしろ皆さんの御判断を仰いだほうがいいのではないかと存じております。

○笹森順造君 只今のお話で主に運営の妙を發揮するために利点をお考えになつておる。恐らくはこの法律の狙いもそうであるであらう。併し私どもがこの運営が弊害がある面を大きく考えなければ、法というものがその内蔵する弊害というものを無視して、私どもは通過したいということに非常的に私は神経的といひますか、良心的といひますか、法を審議するものは考えなければならぬ。こういう意味で只今のお話だけでは私どもは納得できない。そこで更にこれは小坂大臣にお尋ねいたしますが、國務大臣はこれは国の常勤の特別職と理解しておりますが、如何でございますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) その通りであります。

○笹森順造君 然らば第十條の第二項に、「委員は、国又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。」というはつきりここに規定しておりますのに対して法の矛盾をお感じになりますか、それを尋ねたいと思います。

○國務大臣(小坂善太郎君) これは委員会に対する規定でございます。委員

員長に対する規定ではございません。

○笹森順造君 委員長は委員ではないのでございますか、それをお尋ねいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) この場合、委員長は委員から互選されるものではないので、法律の規定によつて委員長の資格を持つものであります。

○笹森順造君 そこでこれはお尋ねしなければならぬことは、今のお話ではこの委員長は委員でないというお話は、その通り決定的に、理論的に、法的に何つておいてよろしゅうございませうか。

〔理事堀末治君退席、委員長着席〕

○國務大臣(小坂善太郎君) その通りでありますが、なお事務的に政府委員より御答弁いたさせます。

○政府委員(柴田達夫君) 只今大臣からお答えになりました点は、お尋ねを警察法案の条文上申上げますと、第四條の第二項におきまして、「国家公安委員会、委員長及び五人の委員をもつて組織する。」ということ、委員長はこの法案におきましては委員ではないといふに作られておる次第であります。

○笹森順造君 それでは小坂大臣にお尋ねいたしますが、結局委員の構成は六名といふことでございますか、委員会は……。

○國務大臣(小坂善太郎君) 五人の委員並びに委員長を以て構成する、こういうことではあります。

○笹森順造君 それではやはりその次の、そこでも問題になると思ふのです。第十條の第三項にも、「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはな

らない。」というありますが、委員長だけはこの政党その他の政治的団体の役員ともなり、又積極的に政治運動をしてよろしいといふことではあります。か、これをお尋ねいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) これは第二項におきまして同様の解釈を願いたいと存じます。

○笹森順造君 然らば青木委員長にお尋ねいたしますが、そも／＼内閣は政党を今背景としてでき上つておる政党内閣であります。然るにその大臣といふものは総理大臣の任命によつてこれはどうも任免ができるものでなければならぬ。それに対して今の小坂大臣の御答弁のごとくであります。ならば、そこに懸念せられるところの、先ほどよい面を強調なさいましたが一党一派に偏したことをしてはならない。この政治の中立性というものを非常に強く私どもは願つて、従来の警察法の委員会の制度はそういう工合にできていた。ところが今度小坂大臣の御説明であります、委員長というものは委員の職責に逸脱したものであるかのごときお話がありました。それが運営されました場合に、先ほどお話をいたしましたこの弊害の方面の御懸念といふものがそのまゝなすといふことを考へ得るか。従来の委員会の構成と比べて、それに対して何ら懸念なしに、そのまま如何なる政党の大臣が出て来ても、総理大臣が出て如何なる政党がこの背景に立つて委員長を任命しても、何ら懸念なしといふことを確信を持つてお答えができるかどうかをお尋ねしておきます。

○政府委員(青木均一君) これは問題は構成されている委員の人格、力量と

いうと語弊がありますが、人格にあると存じております。御懸念のような事柄がいろいろ発生いたしましたも五人の委員が、只今まで私が経験しておるようなかた、なか／＼しつかりした立派なかた、ですが、あのようなかたがたであるならば大丈夫だと存じております。若し非常に政党に偏したかたがたが入つて、そうして委員として言動しまして、而もそれが委員の多数になるようなことがありますと、御懸念のようなこともあらうと思ひます。問題は委員の選任にあるのではないかと存じております。

○笹森順造君 ところで一度小坂大臣にお尋ねいたしますが、委員会といふものは先ほどは委員長と委員で構成するものとお話でありました。が、この委員長といふものは委員でないといふことはどうも私は了解ができませんが、よしんばそれは互選によつたものでないといひたしてみても、委員長は委員でないといふことはどうも私には納得が行かぬのであります。が、委員でないものが委員会の構成分子となり得るものであるかどうか、くどいようでありますけれども、これは将来に議論を残す要点だと思ひますので、委員ならざる委員長が委員会に出席して、そうしてその委員会運営のことに当るといふことが一体理論的に成り立つものかどうかといふことを明確に一つ御説明を願ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 事務的でございまして私から御答弁申上げます。が、委員の構成をいたしまして、委員長は委員の中から互選をする、委員長も委員だといふこういう構成の仕方もございます。それから又そうでなくつ

て委員でない委員長、それと委員で構成をするという構成の仕方もあるのであります。(今度初めてだ、そんなの)と呼ぶ者あり。御承知のように最近の実は法令には、現在の公安審査委員会は委員長及び六人の委員、それから公正取引委員会は委員長及び四人の委員、この委員長は委員ではないと存じておる。〔大臣がしているのがあるか〕と呼ぶ者あり。首都建設委員会は九人の委員と委員長が大臣といふことと存じておる。〔首都建設委員会は消えてなくなるよ〕と呼ぶ者あり。ただこういう構成がいいか悪いかは別でございますが、そういう構成と、殊に昔の例えは町村長は町村会議員と議長はこれはあるわけでありました。従つてこういう法的な構成は法律上あり得ないといふわけではないのであります。

○笹森順造君 只今のお話はどうして私どもは理論的に納得が行きませんから、いづれこれはどうせ法制局長でも来てもらつて、はつきりしてもらつておかないやならん点だと思ひます。さて、お尋ねいたしますのは、先ほど委員長といふものは表決権がない、併し採決権はあるというお話がありました。が、大体この委員の制度は五人に対して一人、六人になりますから、大体偶数にならないから採決権を實際発動するといつた場合は余りないやなからうかと思ふのです。ですけども誰か故障があつて欠席するといふ場合にはこれは採決権を行わなければならぬ。そうするとなれば、先ほど小坂大臣から表決権がないからこれは余りやう大したことではないといふような意味のことを何かこう安易な感じ

を与えるような答弁があつたのです
が、表決権というものはより採決権の
ほうが優先するもの、もつとこれが権
能のあるものだとも私は了解いたし
ますが、如何でございますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) それは只
今委員長と委員というふうに分けてあ
るということ御説明申し上げました
が、委員のほうではこの表決権を行使
する、殊に重要問題の際には採決権を
行使する委員長としては当然にその委
員の意向を聞くということはこれは常
識上当然だと思ひます。そういう意味
におきまして採決権というのとは一種の
統率、その会議の統率という程度のも
のになるのであります。委員長の意
向によつて公安委員会の決定をするこ
うなことは、實際問題としてもなから
うと存じます。法律の建前もそのよ
うなことで考へておる次第であります。

○佐藤順造君 只今のお話では納得が
行かぬのであります。五人のうちや
はり四人ありますと委員会は開け
る、委員長入れて五人の場合は二人
人ということはありません。その
場合にのみこの採決権というものが
発動する、でありますから、今小坂大
臣の言われたことは全く別の例が出
て来るのであります。それでありま
すから、そういう例がないと思ひますと
いうだけの御答弁では納得ができません
わけでありませう。

○國務大臣(小坂善太郎君) そういう
場合はこの公安委員会の良識なんであり
まして、そういう重大な事項を決定す
る際には、当然に事故がありまして、
その意思というものは伝達するべきも
のであります。又委員長の良識にもよ

りまするが、委員長としては当然にそ
の欠席者の意向というものを聞いて、
そうして公安委員会の意向というもの
を決定するのが当然だろつと考へてお
ります。私どものこの点について、或
いは棄権とか或いは主観とかおつしや
るかと思ひますが、そういう
ふうにお考へておられますことは、公安
委員になられるかたへといふものは
非常に良識のあるかたであるといふこ
とを前提として考へておられます。これ
は又国会の同意を得るのであります。任
期が五年間安定している。従つて公安
委員会にいたしまして、若し自分の意
思に反して、時の政府の非常な横車を
押されるということはないと思ひま
す。若しそういうようなことがなされ
ました場合は、公安委員会の良識によ
つて反撥せられればよい。公安委員会
においてそういういざこざがあるとい
うことは、時の政府が非常に重大な政
治的責任を感ずる問題なんでありま
す。この規定を超えてそういう御心配
の政治的なことはあり得ない。又文章
的に見ましても、今申し上げましたよう
な表決権、採決権の關係で以てそうい
うようなことはないと考へておる
次第であります。

○佐藤順造君 今の話でいよ／＼わか
らなくなつたのであります。私のお
尋ねいたしておりますのは、国家公
安委員会の職掌というのとはたゞさんご
ざいます。そのうちで国家の大事とし
ての根本的なものを見るということも
無論ございませう。ところが多少そ
うでなく、年限とか任命とかいろいろ
ろなことについても必ずしも意見が全
会一致ということがあり得ない場合が
あり得る。その際に仮に故障が起き

と、二人になつた場合の採決権をどう
するか、それをどう認識するかといふ
ことをお尋ね申し上げてゐるわけであ
ります。ところがその際に重要であるな
らばその意見を聞いておつしやる。
然らばこの表決権というものは欠席し
ておつた場合でもこの場合には適用さ
れたいとお考へなすのか、どうなん
ですか。その取扱の制度的な確定を御
返答願ひたいのです。

○國務大臣(小坂善太郎君) お話の根
本にありますが、何か国家公安委
員会といふものは、警察制度の全般に
亘つて常時指揮監督するのではないか
といふお考へに基いてゐるやうに思
ひます。

○佐藤順造君 そんなことはありませ
ん。

○國務大臣(小坂善太郎君) 警察制度
を管理いたしますものは国において
は国家公安委員会、府県警察といふも
のを管理いたしますのは府県の公安委
員会、これは三人の委員会、この關係
におきまして常時警察の運営が
行われて行くのであります。国の公安
委員会の任務というものは五條二項
にございます。先ほど申し上げた
ことに限られておる。従つて給与規程
を作るとか通信規則を作るとか、或
いは連絡調整の面におきまして任用規
程、採用基準をきめるとか、そういう
ことが常時行われるわけでありませ
う。この三條、四條に掲げておられます
ような大規模災害或いは地方の静穏を害
すような騒乱或いは緊急事態、それ
うような場合におきまして、これは公
安委員として二名々々になる、一人休
んだらどうかといふことは、公安委
員の職責から考へますればあり得ない

ことだと私は考へておるのであり
ます。

○佐藤順造君 今の御説明ですが、ど
うも私は、やはり法律でございませう
から、これは常識の作文じやないでござ
いますから、その辺を明確にしてお
さなければ、法としては賛成も反対も
できないことになるので、ですから私
のお尋ねするのは、欠席しておつて
も、出席しなくてもそれで表決権があ
るのかないのか、縷々お述べになりま
したことは十分私は承知しております
ので、その表決権は文書などでもでき
ることになつておるかどうかといふこ
とを明快にお答へ願ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 法律的に
お答へを申し上げます。委員会で採決を
する場合に、これは出席をしていな
ければなりません。大臣のおつしや
したのとは、そういう場合にはできるだ
け故障のなくなるのを待つとか、欠員
であれば格別です。全然心身不能で
あつても出られない、若干日時が待てる
なら待つて行かうという御趣旨でおつ
しやつたのだと思ひます。法的にはおつ
しやつた通りです。

○佐藤順造君 只今の斎藤長官のほう
が理論的に私は正しいと思ひます。大臣
の話とは矛盾しておる、それははつき
り……。その議論は、つまり二人々々
の場合には表決権はあるんだといふこ
とについてお尋ねしてゐるわけであり
まして、欠席した場合にこれはこの
表決権に加わり得ないんだと、然らば
そこに採決権といふものが発動するん
だ、若しも小坂大臣の言われるごと
くそれは二人、三人になるまで待つて
おるとか、一人、二人になるまで待つ
ておるといふのなら、何が故にこの採

決権の問題を委員長で定めるといふ法
的な理由があるかと、これは作文じや
ないですから、その面に向つて私の懸
念いたしておりますのは何であるかと
いふと、結局するところ國務大臣がそ
れをきめる権能、つまり採決権といふ
ものは表決権を越えた非常なまに行
われることでありませうけれども、
非常に強力なものがここに与えられて
いるんだといふことから発足いたしま
して、この全般的制度といふものは論
議せられなければなりません。ここに
政府の意図するものを感得せざるを得
ないからこの御見解を伺つておるの
でありますから、それについて君子改
むるに憚るなれ、斎藤長官の御答弁
で、間違つたなら間違つたと、はつき
りこの点に対する御確信をもう一遍お
述べを願ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 採決権、
表決権の問題はお説の通りなんであり
ますけれども、私が申し上げますのは
、そうした公安委員会といふものの
重要性に鑑みて、委員各位の心構えの
問題もありませうし、まあ委員長た
るべき者の心構えも当然にある。そこ
で可否同数であるからといつて、委員
長が恣意的に自分の判断のみを進める
といふことは、国家公安委員会の組織
されてゐる建前上ないことであらう、
これは欠席しておる者があれば、欠席
しておる者の意見を聞いて、これが出
れば如何なる表決が行われるかとい
うことを当然計算に入れてやるべきで
あらうといふことを申し上げておるの
であります。法律は字句通りに讀まな
ければならないことはお説の通りであ
りますが、法律を運用するには良識を以
て運用すべきである。私はさうに考

えてお答え申上げておる次第であります。

○秋山長造君 議事進行について……。

小坂さんは常論で法律を説明しておられるんですよ。それは今おつしやるように、あらゆる法律についても、それは運用するに当つての心構えとして、できるだけ法律の趣旨を尊重するような線で運用しなければならんことはわかり切つたことなんですけれども、今警察委員が質問しておられるのは、そういう常論ではなくして法律論を聞いておられるのですから、やはり常論でなしに法律論を展開して頂きたいと思う。犬養さんは白樺派だといつて何か非常に文学的な説明をして、そうして警察法の法律的な疑問点というものを巧みにそらされておるところが小坂さんは理に走ると角が立つとか、情に走ると流されると、草枕的なことを言つて、そうして法律論を巧みにそらされておる。そういうことを幾らやつておつても、又自由党のほうから同じことを繰返すといつて叱られるんだ我々は。だからさういつたことでなしに、問題点は飽くまで法律論です。それから、法律論として答弁して頂きたい。特にお願いします。

○佐藤順造君 そこで、いつか法制局長からこの問題を特に委員長において取計らつて頂きたいと思ひます。

そこで大臣にもう一点お尋ねしたいのですが、この法律の中に「委員は「委員は」といふことがずつと書いてあります。よろしくごさいますか。その「委員は」「委員は」といふものは全部それではこの大臣たる委員長には当らないこれは法文だと解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) お説の通りであります。

○佐藤順造君 それでは大臣の兼職に關しますること、これは私も更には又総理大臣が来たときにお尋ねしなければならぬ。政治全体の問題に對する、政治責任の問題は又別にしておきますから、根本問題は保留さして置いて頂きます。

そこで次にお尋ねしたい問題が出て参りますが、それは一転いたしまして私はこの経費の問題を少しお尋ねしておきたいと思ひます。先ほど来小坂大臣は今の警察法の改正の趣旨の主なものは国費並びに自治体費と申しましようか、総合的に費用を削減するといふことが非常に大きな狙いであるといふようなことをしばしば御説明になつております。私もそれは何かの問題がなければ、先ほど加瀬委員のお話になりましたように、多少の費用がかつてもよい警察を欲しいといふことは一つ保留しておきまして、同じものならば経費の節約をしたいといふことはこれは誰も考えるところでありませう。ところが、今度この警察がいわゆる市町村からなくなり、或いは従来の府県警察ではなくて一つの調子のものになつて来るのであります。その際にこの都道府県の支弁にかかる都道府県警察に要する経費といふものが相当あるわけでありませう。そこでこの国が負担いたしますもの、この都道府県が負担いたしますものとの均衡と申しましようか、兼ね合いと申しましようか、そのバランスについて、バランスという言葉は悪いのですが、つまり比率について大体原則的にはどういふことをお考

えになつておるのか、原則論をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 経費の点につきまして、現行制度によりまする警察費といたしまして、現行制度を存続するものと仮定いたしました二十九年度の見込額を申し上げますと、国費において二百三十八億、あとは略します。地方費において二百八十五億、合計いたしました五百二十三億と成つております。そこで新制度といたしましてこれは三万人の整理が見込まれております。国費におきまして、これは平年度に直しまして申上げますと百十四億、地方費におきまして三百二十四億、合計いたしました四百三十四億、比較いたしますと八十八億余りの経費が節約になる、こういうことであります。

○佐藤順造君 そこで私も特には逐条のことはいずれ又お尋ねしたいと思ひますのでありますけれども、都道府県の警察に要するところの経費はやはり今度制度全体から考えて見ましても、国家公安委員会があり、或いは又多少衆議院において修正になりました。国全体としてやらなければならぬ仕事は非常に多いわけでありませう。その際にこの都道府県の支弁すべきものに対して国家が負担をするといふ考えではなかつて、その一部を補助するといふ非常に軽くしか考えておられませんでした。今、今までの自分の警察だと思つて喜んで費用を負担しておりましたところの自治体においては、さうでないいろいろな仕事をしながらも共に今度はその府県で負担しなければならぬものが多くなつて来るので、国から僅かしか補助が出ない、従つて国としては予算が

なければ補助せん。從來においてもしばしばあるわけでありませうが、補助する規定があるにもかかわらず、例えば補助金等の特別の法律を今度は変えたといふような今の政府のやり方でありませうから、地方の自治体が従来の国費から受けておりました補助がだん／＼減つて行くという傾向を非常に私も憂いてゐる。特にこの三十七条の三項には単にこれは予算の範囲内において国が損失を補助するといふことしか書いてない。非常に軽く見ておるようでありませうが、これによつて地方の負担がぐんと殖えて来ることを憂うるのであります。この点はどうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これは連帯支弁といふことではないのであります。十分なる配意をいたしたい、十分心配をいたしたい、こういう考え方です。三項は書いておるわけでありませう。大体警察行政といふものが国の治安に關係がございませうので、その度合といふものは各府県においてかかる費用が必要があるといふことを認識する限度を超えて国が必要と認めるものもありませうので、それにつきましては、その経費は半分をもちましよう、こういうのが三十七条の三項の規定の趣旨でございます。

○佐藤順造君 そこで三十七条の一項には「国庫が支弁する」といふことが、そこでその同じ三項には「一部を補助する」といふことが書かれてゐる。この兼ね合いを実は先ほどから伺つてゐるわけでありませう。どういふ工合になさるかといふことを伺つてゐる。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御所見の通りであります。

○佐藤順造君 然らば、これが全部が地方公務員であるならば、これは論旨が一貫いたしますが、特に地方公務員

のであります。さうするならば、つまりそれによつて都道府県警察に要する経費のことについて安心してこの制度が運営されるというように私どもは理解されるからその点を伺つてゐるのであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) これは人件費、被服費、社任旅費、人頭庁費を除いたしまして、その残余のものについて負担するといふ考え方でございます。

○佐藤順造君 地方自治法の第二条の中には、国の行うべきものを地方の負担にしてはならぬという規定があることは御承知の通りであります。それに抵触いたしませんか、お尋ねいたします。

○政府委員(斎藤昇君) これは府県の行うものに対して国が補助をいたすわけでありませう。この警察法の建前は先ほど大臣からおつしやつていませう。に、警察の範囲、職務、これはすべて都道府県警察が行ふことを建前にいたしてゐるわけでありませう。それについて直接政府が支弁をしたい、或いは半額補助をしたい、こういうふうに考えております。

○佐藤順造君 そこで概念としては、やはり今度国費もなくなり、自治警もなくなり、概念としてはやはり今度の警察の構成は地方自治体警察という理念が根本の理念であると了解してよろしゅうございませうか。お尋ねいたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御所見の通りであります。

○佐藤順造君 然らば、これが全部が地方公務員であるならば、これは論旨が一貫いたしますが、特に地方公務員

ということになつておれば、国会が召集されてその認識において国会の審議を、この財政的な措置もできるのではないかと感じがいいたしますので、何か知らんが七十三条、今度の四条になりましたものは弱体のような感じがいたしますが、如何でございますか。

○国務大臣(小坂善太郎君)　そういう御意向もあるかとは存じまするけれども、私どもがこれを書きました意図といふものは、両院の同意を必要とするということでございます。非常に重要に考えておるのであります。何も憲法五十四条に規定されております参議院の緊急集会といふものを決して軽く見るわけではないのであります。両院制度におきまして両院の同意を得るというくらいに、この緊急事態といふものは簡単に考えてはいかん。これを発動するといふ場合は飽くまでも両院の意向といふものによつて承認をせられるまでこういうことは発動してはならぬのである。こういう氣持を表わしておるのであります。

○篠森順速君　話はちよつと逆のよう
に聞えます。つまり布告した場合には、
発した日から二十日以内においてと、
こうありますので、つまり両院を尊重
してやるならば今申しましたように、
私がお尋ねしたように緊急集会を召集
するのが当り前なので、今の大臣のお
話は逆に答弁しておられる。これを私
は申上げておる。それからもう一つ
は、私のお尋ねします前にお話になり
ましたが、この参議院の緊急集会とい
うものをやらないということは、これ
はやはり参議院軽視というような工合
に参議院としては冠をまげることであ

りませんか、つまりこれは衆議院が或る機会に解散せられておりますときに、参議院だけはその場合に、国家非常事態が起つた場合に緊急集会をするということとは、少くとも内閣ということの責任の所在を明らかにし、又實際に国民の負託に応えるためにその一院でありながらも存在してその議に携わるといふようなことが私はむしろこの法の建前として本当じやないか。両院を尊重するが故に、解散された場合に参議院などはこれはどうでもいいのだというようなことでは、いよく以て参議院輕視の現内閣の片鱗が現われたのではないかという気がいたしますが、どうもその点で私は納得できない。話は逆になりますが、もう一遍お答え願いたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 参議院を輕視するなどということは毛頭考えておりませんから、さような誤解のないようにお願いします。この七十三条の趣旨といたしますところは、成るだけ早く両院の同意を得るといふ趣旨でございます。予算が必要な場合には参議院の緊急集会によつて御決定願うのであります。この事態の承認というものは両院同時に承認をして頂く。こういう考えて書いておるのであります。

○加瀬亮君　今の問題ですね。現行法の六十五条には、総理大臣が発した国家非常事態の布告はこれを発した日から二十日以内に国会の承認を得なければならぬ。若しも衆議院が解散されているときは憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認を求めなければならぬ。これを今話がありましたように、今度は参議院の緊急集会

たわけでございます。併し参議院の緊急集会というものは衆議院がその機能を失つておりますとき、これが議会としての一つの代理といえますか、意思代理というふうな形で任せられた形のものになつておるのじやないかと思う。二十日以内というふうな期限を切つて、笹森さんから御指摘がありましたように急がれておりますものを、むしろ参議院の緊急集会を利用する現行法をとつたほうがこの問題を議会の……、政府だけの、或いは内閣だけの責任ではなく、一応議会に責任を移すという意味からも合理的な方法じやないかというふうに私には考えられるのであります。その後最初の国会ということになりますと、その後最初の国

会というのは二十日を遙かに過ぎるといふことも考えられるわけであります。そうするとこの全体を見ると、どうも国家非常事態宣言という強大な権限を政府自身が何と申しましようか、中央に権限を集中するという枠の中でも特に政府に権限を集中した方法だと思ふ。少くともその一半を議会が担うという態度を殊更避けている。内閣に対する権限集中の方法というふうにする考えられるのであります。参議院の緊急集会を避けたということはどういう

ことなんですか。

○政府委員(斎藤昇君) 現在の警察法、昭和二十二年の暮に国会を通過いたしました警察法には緊急集会ということにいたしておりました。で今度かように変えましたのは、やはり現在の保安庁法、今提案いたしておりまする自衛隊法におきまして、保安隊の出動をいたしました際に国会の承認を求め

る、その場合には国会が解散されているという場合には、最初に召集される国会において速かに承認を求めるといふようになつてゐるのでございます。で私もこの立案を命ぜられました際にどちらがよろしいのかと考えてみたのでございますが、只今大臣が答へに非常事態或いは今度の緊急事態の布告をいたしましたその責任を国会において正しいと承されるか、或いはそれはいかんじやないかという批判をされるか、こういう点で政府に対する大きな責任追及の機会だ、かように考えます。さうであるからこそ、軍隊を……軍隊じゃありません、保安隊を出動させました場合には、衆議院が解散されておつた際には、緊急集会ではなく

て、次の国会に、この書かれておるの
であらう。でこの法律のほうのちの
国会において十分に審議された法律で
ありまして、国会の承認を求めるとい
うふうな趣旨から考えて、あとで通つ
た法律のほうがいい、かように考えま
して立案をいたした次第でございます
す。

○加瀬亮君　あとに通つた法律のほう
がいいという結論だけはわかりました
が、なぜいいかという御説明には私は
納得が行かない。こういう国家非常事

態宣言という強大な権限を政府に与えておる場合に、政府はこれを速かに国民の代表機関である国会において承認を求める、批判を仰ぐという態度に出るのが政府の当然の義務なんです。今は、現行法によれば最も短時間のうちに参議院の緊急集会というものを求めれば、政府の態度というものに對して國民の意思決定をして頂けるといふ

て、改めてできて参りまする衆議院の構成を待つてきめて行くというこゝでは、この期間は全般の改正案が狙つてゐるところの二十日以内、或いは非常に短いうちにというふうなことから却つて逆に遠ざかつて行く。こういうことを考え併せましたときに、緊急集会に諮つたほうが遙かに有効じゃないか。現行ではそうなるのに殊更これを改める必要がどこにあるか。又緊急集会というものは衆議院が解散された場合にはこれは両院を代表する、代表するという言葉はおかしいかも知れませんが、そういう意味を持つてゐるものであるのに、これをただに参議院だけのものだと考えることは間違つてゐるのじゃないか、こういう疑点を

て大臣、どうですか。その点について

○国務大臣(小坂善太郎君) 先ほど国
警長官が述べられましたように、保安
庁の場合、保安隊の治安出動というよ
うな際にはやはり両院ということにな
つておりますが、このほうが最近の国
会の御意思というものに副うゆえんで
あるう、こう思ひまして最近の事例に
従つたというほかございません。

○笹森順造君 更に大事な要点を少しし
お尋ねしたいと思ひますが、この法律

が狙つておられますものか。やはりその中に民主的な又能率のよく上る警察官がなければならぬ、こういうことにならねばならぬのでありますが、この「警察官の階級は、警視總監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とする。」ということであります。が、私どもがしばしば聞いておりますように、四年間に三万人ぐらいの人

員は整理する。而も改めてこういうものを作るといふことであるが、この階級別の実員数がどうなつてゐるか、これを表でお出し願ひたいと思ひます。ここで一応お読み願つて、あとは表でお出しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 明日表で差上げたいと思ひます。

○佐藤順造君 そこで明日で結構でございますが、この四年間に約現在の三万人を整理するといふ方針はその通りでございますか。

○政府委員(斎藤昇君) さうに考へてゐるのでございます。ただ衆議院におきまして、いわゆる五大市におきましては市警察部を設けるということになりまして、この本部構成のために若干人数を要するが、恐らくその人数は二、三千名ではなからうか、五大市を通じて、總計いたしまして考へますので、さうに考へますと、その数字だけは困難にならうかと、かように考へております。

○佐藤順造君 今この五大市の話が出たのでありますが、衆議院においては五大市を一年間存続するといふ衆議院の修正に對しまして、これは通つたのでありますが、小坂大臣は大臣の地位においてのこれに對するところの態度をここで伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 衆議院の御修正の中に「指定市の区域内における府県警察本部の事務を分掌させるため、当該指定市の区域に市警察部を置く。」「市警察部に、部長を置く。」「市警察部長は、市警察部の事務を統括し、及び府県警察本部長の命を受け、市警察部の所屬の警察職員を指揮監督する。」「なおこの特例は、一年間施行を延

期し昭和三十年七月一日より施行し、この法律の施行後一年間は五大市警察は府県と同様のものとして存続せしめるといふ趣旨のものがございまして。即ち五大市においては府県警察並みのものが一カ年存続するといふことでございまして。政府として特に意見を申し上げることはこの際むしろ避けて、政府としては政府は拘束される、こういう考へであることを申し上げます。

○佐藤順造君 この警察の幹部並びに職員の養成に關しましては、特に指導者たるべき警察大学を置くこと、これは從來でもあつたことでありますが、過去における警察大学と今度の警察大学との間に何か養成指導理念において変化があるのか、或いは新しい構想があるのか、或いは特別に研究されて今度こういう理念で行くのであるといふことについて極く概略のお話を願ひたい。と申しますのは、先ほど来お話がございまして、人権蹂躪であるとかいふようなことが能率化にかたくなして、結局さういふような弊害を伴うような指導を避けられて来た、つまり本當の民主的なよい警察官であるべく折角育成された自治警察が、市町村警察がなくなつて、今度一本化せられて、而も總理大臣の任命する大臣が中央の国家公安委員会の委員長になつておられる、或いは又地方自治体の中におるべき警察官が国家公務員になつたりいふ、一連の疑念の一つとして警察大学の指導教育のよろしきを得ると否によつて、非常に私の先ほど来懸念してありますこの警察法の改定といふものによつて非常に警察国家、昔のような憂うべき

状態を来すか来さないか、来さないとお答へになると思ひますが、さういふことに対する指導の方向といふものが明確にされなければならぬので、細かい逐条的なことはよろしいのであります。が、大体これは長官でなくて大臣にお願いしたい。どういふ心組んで一体どういふ工合にこの警察の大学を指導して行くといふお考えであるか、納得の行くようなお話を、とにかく根本的なことを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この法律の目的にも謳つてございまして、主要な警察を作るといふ理念におきまして、私も少しも警察法改正において異なつたものは考へておりません。従来といふものは非常に必要であるといふことは特に御意見の通り承つておる次第でございまして、教育面におきます指導方針といふものにつきました。は、從來ともさうでございまして、今後におきましても更に一層民主的理念の上に立つて国民に親まれ、国民のための能率のよい警察行政を行う適格者を選ぶ、適格者を養成する、かような考へで教育を進めたいと考へております。

○佐藤順造君 大体新しい構成の大学の学則なり或いは学科課程なり、さういふものはすでに御用意されてありますか、如何でありますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) これは元來まあ正確に申し上げますと、新しい国家公安委員がされることでございまして、から、まあ私もいたしまして、現在の通りのものでよろうかと考へております。

○佐藤順造君 私はなおこの法案を出された政治責任に對して總理大臣にお尋ねしたい点もあり、或いは又先ほど来明確であります法の解釈については法制局長官の意見も聞きたいし、更に逐条的なことがまだございしますので、それらの点を又質問することをお願いいたします。今日のところ私の質問を終ります。

○伊能芳雄君 先ほど緊急事態の問題が御討議ありましたが、保安庁法による国家非常事態といふのは、まあ大体昔の戒厳期といふふうには理解するのですが、さういふふうな場合には警察もやつぱりこれに應じて緊急事態の布告をしなければならぬんじゃないか、要するにさうすると保安隊のほうと警察とが両方同じように、一方は非常事態、一方は緊急事態といふような状態に入る場合があり得ると思ひますが、國警長官のこの場合における見解をお伺ひしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 或いは多くはさういふ場合があるかと考へます。ただ保安隊は警察の力で及ばない場合に国内治安維持のために治安出動をするといふことになつておるものでありますから、従いまして、警察力だけ賄へるといふ場合には、緊急事態の布告があつても保安隊の出動を見ないといふ場合も考へられると考へます。又逆に極く一小地区であるとか、或いは事態の性質上治安出動がありましても保安隊の……警察のこの組織運営からいふと、緊急事態の布告をしないでもよろしいといふ場合も考へ得られるのじやないだらうか、かように考へます。併し多くの場合は一致する場合が多いであらうと考へます。

○伊能芳雄君 今度非常事態と緊急事態と言葉を変えたのは、専ら保安庁法の国家非常事態といふ言葉と紛らわしい言葉である、これを避けるために、混同しないようにするために用語を変えたといふふうには理解してよろしいですか。

○政府委員(斎藤昇君) さうでございまして。保安庁法のほうはただ非常事態、警察法のほうは国家非常事態、こちらありまして、何か警察のほうは国家と附いてゐる、一方は国家と附いてゐない、又非常に紛らわしい。さうすると警察のほうの場合のほうは国家が附いておるだけ余計ひどいのだらうかといふふうな感じがございまして、さういふ區別もないものですから、で、かように言葉の紛れを防ぐために言葉を変えたのであります。

○伊能芳雄君 今度のこの改正の出発といふものは、非常に大きい狙ひは、行政制度の改革に伴う経費の節約といふことを非常に狙つておると思ひますが、これがこの減員が完成された暁に八十億乃至九十億の予算が節約されると、こゝういふ結論になりますか、これが丁度今年は今度の五大都市の分が一年延びましたので少し違つて来ると思ひますが、仮に一齊に七月やつたとすれば、いつ頃、何年頃には八十億乃至九十億の節約が予算の上に現われることになるわけですか。

○政府委員(斎藤昇君) 大体経費の節約は人件費の減が主なるものでございまして。そのほかに施設の重複を避けるとか、或いは能率化といふ点によつて経費の節約も図られますが、人件費が一番主なものでございますから、それによつて御判断を頂きたいと存じま

するが、この三万人の職員の節減は四年でございまして、初年度は一万八千人、次年度は七千五百、三年目が七千五百、四年目が五千名、かようになつております。それで最後の五千人は衆議院の改正によりまして二、三千は減るであらう、減るといふのは減らすものが減る、五千というものが二、三千になるわけでありまして。

○伊能芳雄君 そうですと、五年後ぐらいに大体そういう事態が予算の上に現われて来る、こういうふうには理解していいのですか。

○政府委員(斎藤昇君) さようでございます。

○伊能芳雄君 それまでの間はここ暫くはむしろ退職金の関係で毎年今までの数字より多い数字が出て来るのじやありませんか、どうでしょうか。つまり国の今までの国家警察と自治体警察と合せた費用よりも、今度の総括の国から出る予算の額と、それから地方府県から出す額と合せたものは今までもりも少しこの四年ぐらひは多いのじやないか、これは誰か經理の關係の人でいいです。

○政府委員(斎藤昇君) これは退職金も要りますが、一面人が減つて行くという關係もありますので、例えば本年度は一万人減を考へておりますが、これにつきましては大体二十八年度と同様増さないで済む、かように考へております。と申しますのは、大体退職金の全平均をとりますと、俸給の一分というものが今までの大体の統計でございます。

○伊能芳雄君 地方と国の予算との足したものが、今年は去年よりも二十億ぐらい多くなつています。この点も私

は実は少しおかしいと思ふんですが、退職金の關係その他で今年は膨れるのがあるだろうと思ふ。俸給よりも退職金のほうがどうしても多くなりますから、一万人と言つたら一万人の俸給、これは而も一年間見積らないで七月以降逐次来年三月までやるんですから、俸給としては幾らも上らない、而も退職金が非常に出ると、こういうことでそうなるんじゃないかと思ひますが、大体二十億ぐらい国と府県との合計のもの、二十八年度の自治体警察と国の予算を足したもので、それが多いのです。大体数字としてはそうではないかと思ふんですが。

○國務大臣(小坂善太郎君) 経費の点

は先ほど申し上げましたように、現行制度をそのまゝ二十九年度において施行いたしましたと仮定しますと、五百二十三億、中央、地方で昭和二十九年の予算によります警察費は七月一日より新制度に切換へますので、これがやはり五百二十三億、これは動いておりませんので、今のは昨年と本年の見込みとの比較ではないかと思ひます。その点ですとやはり給手は動いておりますので、上つた分だけ余計になつていくことはあり得ると思ひます。

○伊能芳雄君 市町村全体の問題ですが、自治体警察、殊に五大都市との關係ですが、今まで、殊にこの問題が起つてから非常に国警と自治体警察の間にこのところ非常にしこりが残ると思ふのですが、この法律が成立した場合にはどんな方法でこのしこりをついて行くかですね。そういうふうなことに

ついて一つ大臣のお考えを伺いたい。○國務大臣(小坂善太郎君) 仰せの通り現在新らしく警察法の改正をめぐり

まして、種々論議が行われておりますが、これは民主主義の建前上こういうふうに見える、これは当然のこととでございまして。これは又民主主義の建前上一度国会を通過いたしましたれば、これに従うということが当然だろうと思ふのであります。そこで問題は後の人事等におきましてできる限り公平な扱いをする、適材を適所に配置しようということによりまして、私は現在のしこりというものはその後には引かんののであらうというふうに考へておる次第でございます。

○伊能芳雄君 現在の自治体警察の制度

といふものは、これは非常に珍らしい孤立的な警察になつておるのです。が、僅かに非常事態宣言の場合、それからそのほかには応援の問題の規定、それ以外にはもう市町村ごとに自治体警察を持つた場合には全部悪く言えば孤立した警察だと思ふのです。こういう警察制度といふのは余りよその外国でも少い例だと思ふので、これが今回の改正の非常に大きな点だと思ふのです。この点について西ドイツが大体同じようなことをアメリカから或いはイギリスによつてやられて来ておるよう

に思ふのですが、大体これが西ドイツにおいてやはり日本と同じように、悪く言えば復古調と言へるかも知れませんが、やはり自分の国に適合する警察にだん／＼して行かなければならないというふうな考へが出ておるようについておられますが、何かそういうことについて最近の資料でも或いは御紹介願へれば参考になると思ふのです。

○政府委員(斎藤昇君) 御指摘のよう

に、日本の自治体警察のような形態の自治体警察を持つておる国は私も殆んど知りません。アメリカにおきましては市町村は自治体警察を持つておりますが、併しその区域内においては州警察がやはり権限の行使ができる。又アメリカの連邦警察もそこで権限が行使できる。これは三本建であります。併し或る地域は連邦警察、州警察、併し市町村の中においても権限の行使ができないという建前になつております。イギリスの警察も大ロンドン警察を除いては自治体警察であります。この警察長等の任免は内務大臣の許可という形をとつております。西ドイツは御指摘のように終戦後殆んど日本と同じ警察制度を採用いたしましたのでありますが、最近の情報によりますと、殆んど従前と同じような形の州の警察といふものに改編された、かように聞いております。

○伊能芳雄君 首都警察といふのは

そういう意味からどの国でも非常に国家的の性格を強く持たせてあると思ふのですが、今回の衆議院修正によれば、警視總監は國家公安委員会が都公安委員会の同意を得て、この点においてはほかの道府県の場合と同じ、ただ總理大臣の承認を得るだけで、それまでの手続は都の公安委員会と道府県の公安委員会との關係において両方とも同意を得る。こういう点においては非常に今度の修正案というものは都の公安委員会といふものを重く見ておると思ふのです。イギリスのロンドン警察はこれはもう内務大臣の指揮監督下にあるようです。ほかの首都などは一体どういふような傾向にありますか。

○政府委員(斎藤昇君) 大体各国の首都警察はその国の國家警察という形に

相成つておまして、パリを含んだセーヌ県全体が一つの警察でございまして、これはフランスの内務大臣直屬の警察、それからアメリカのワシントンにはこれはやはり国の警察になつております。さうなわけでありまして、各国の首都警察の中で、今度の制度といたしましては、非常に何と言ひますか、日本は一応首都においても地方分権の意味が非常に強く盛られておる特異な例になるだろうと、かように考へます。

○小林武治君 私二、三質問をいた

したいのでありますが、私もこのたびの警察法の改正といふものは、現在の自治体警察その他の実情から見まして、或る程度適宜な、時宜に適した改正である、こういうふうには考へておるのであります。即ち二十二年の警察制度の改正といふのは警察を民主化するといふきれいな名前は使つておるのでありますが、その真意が必ずしもその名のごとくあつたとは考へられないのでありまして、恐らく日本の治安状態を悪くする、という言葉はどうかと思ふのであります。警察の弱体化を狙つた、こう思わざるを得ないのであります。私ども常に当事者といつたしまして、この点痛感いたしておつたのでありまして、その意味からいたしまして、このたびの警察制度の改正といふものは私は原則的にはこれに賛意を表しておるものであります。而してこれらの点に關しまして二、三伺つておきたいのでありますが、現在の警察法には特にこの自治体警察といふ名前を使つておるのでありますが、先ほどからお話もあつたように、自治体という思

な言葉をあえて避けておるようにも思

われるのでありますが、そこに何らかの意図があつたのかどうかということをおつておきたいのであります。

○政府委員(斎藤昇君) この点は立法技術に属しますので私から便宜お答え申上げますが、現行法では国家地方警察、それからそれと連つた自治体警察という二本建になつておりましたから、法律におきましては或いは都市警察とこう書き、或いは一括して自治体警察と、こういうふうに書いておつたのであります。今度は府県の自治体警察、府県一本になりましたために、特に自治体警察、かように謳ふ必要を法文上は感じなかつたものですから、都道府県警察とこう書きまして、自治体警察という用語を使わなかつたのでございませう。それ以外に何ら他意はございませう。

○小林武治君 それでは今の政府においては、これはやはり純然たる自治体警察である、こういう考えにお立ちになつておる、こういうふうな解釈をしていふのであります。而して私はこの警察運営の面におきまして、現在日本の警察には幹部が多過ぎる、こういうふうな言われておるのであります。が、殊に現在自治体警察、国家警察というふうなことになるに、地方の都市等に参りましては、もう軒を並べて警察署が二つある。こういうふうな状態で、恐らく幹部職員の過剰といふことは何びともこれは否定できないのであります。が、これらに對しては今後相当程度の是正をするといふふうな考えがあるかどうか。即ち今の警察の階級等におきましても非常に階級が複雑になつて、そうしていかめしい名前がだん／＼多くなつておるので

ありますが、これらの階級の簡素化といふようなことについてもお考えがあるかどうかを伺つておきたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 誠に御尤もな御意見であると存じます。併しこの幹部と言ひましてもいゝゆるめくら判を捺す幹部ではなくて、幹部自身も仕事をいたすように指導いたす考えでございませうし、又そのような心組で幹部はおるべきものと考へておられます。併し確かにお話のように現在全体的に見まして国警、自治警の分れておる点もありませうが、多いかと存じます。ので、御趣旨の問題に關つて考へるやうにいたしたいと思ひます。ただ実際の数字等につきましては、國警長官から申上げます。

○政府委員(斎藤昇君) 御指摘のよう今日警察制度が二本建になつております關係から、警察署の単位も小さいといふようなこともございまして、例えば同じ自治体警察でも非常に大きな自治体警察になりますと、これは幹部と幹部でないものと比率はずつと少くなりますが、小さな警察になればなるだけ幹部がやはり数が多い、又国家地方警察の面におきましては、やはり駐在に行つておる以外の署長の巡査といふものは数が少いといふことにも相成りまして、現在は巡査部長以上のものが占める割合が三七・三%、これは全警察を通じて、これを警部補以上のものといふことに考へますと一九・八%、かやうに相成つております。従ひまして、制度の今度の改変によりまして、幹部の數といふものは自然に少くならざるを得ない、かやうに考へられるのでござ

います。ただ、今大臣もおつしやいましたように、私も一つの考へといひましては、やはりできるだけ人權尊重の見地からいたしまして、巡査の取扱うべき事務、或いは巡査部長の取扱うべき事務、警部、警部補の取扱うべき事務、おのづからそこに違ひがあると思ふのであります。ただ監督者は巡査のやることを全部監督しておるといふのではなくて、人を取調べる場合にはできるだけ警部補或いは警部以上の者が直接取調べるというほうが人権尊重の趣旨に副うわけでは無用なる幹部の数はできるだけ削減をして参りました。併しながら仕事の重要性に鑑みまして、これらの幹部みずから直接取調べるに當る、或いは直接事件の処理に當るといふように持つて参りたい、かやうに考へております。

○小林武治君 このたびの警察制度の改正によりまして、相当程度の冗員が出る、従つて経費の節約もできる、これは誠に結構なことであるのであります。が、又従ひまして、このたびの警察制度改正の一つの狙いもそこにあると思ふのであります。が、これに關しましてやはりこの警察官の定員といふようなものはどこにおきめになるのか、例えば自治体警察についてはどこにおきめになる、中央のことはどういふ關係になるかといふことをお聞きしたい。

○政府委員(斎藤昇君) 各都道府県の警察官の定員は、この法律にもございしますように、政令で定めた基準に従つて都道府県が条例で定める、かやうに相成つております。従ひまして三万職員を渡らす、かやうに考へまして、

それに應ずる都道府県の定員の基準といふものを政令で設けたい、かやうに考へております。

○小林武治君 次に伺ひたいことは、私は現在、要するに昭和二十二年に警察制度が改正されてから、いゝゆる地方の都市警察の幹部等には非常なむしろ固定をしておる、異動等が少いために、いやな言葉を使えば動脈硬化を來たしておる、又そのために地方の住民が非常に迷惑をしておる、こういうふうなことをよく聞いておるのであります。従つてその意味におきまして、人事の交流等が或る程度可能になるこのたびの制度を私どもは歓迎するものであります。が、この警察官の任地における任期、或いはその勤務期間、こういうふうなものにつきましては何かの基準と申しますか、それがあるか。即ち私は檢察、警察といふふうな幹部が長いこと一定場所にとどまるといふことはむしろ弊害が多い、こういうふうな考へております。が、これらの点についてはどういふふうに処置されるつもりか、伺つておきたい。

○政府委員(斎藤昇君) 今度の改正によりまして、都道府県の警察職員、警視正以上を除きましたものは、これは警察本部が都道府県の公安委員会に意見を聞いてやるわけにございします。で、それ／＼各都道府県の事情に應じた異動が將來行われると、かやうに考へるのでございしますが、私どももいたしましては、御所見のように第一線の警察官が余り長く同一地域にいるといふことはい／＼な情弊を生む虞れがあります。いい点もございします。が、さやうな点もございしまするので、

大体二、三年というのが第一線としてはおくはなからうか、かやうに考へておるのでございします。併しながら實際問題といたしまして、い／＼な人事の都合からそれよりも早くなりましたり、場合によりましては若干遅れたり遅くなつたりといふことにも相成つておるのでございしますが、大体の見当はそのように思ひいたしておられます。

○小林武治君 もう一つ先の質問で漏らしましたが、今度の警察制度の改正によりまして、全国でいゝゆる警察署といふものはどのくらい減るか、これをお一つお聞きしておきたい。

○政府委員(斎藤昇君) この整理事務もこれは都道府県の条例でどこに警察を置くかといふことをきめるわけでありませうから、こちらにいたしまして強い指示監督は勿論できませんが、現在同一市町村に国家地方警察の警察署と自治体警察の警察署と二つあるところが百八十ございします。でこれは一つの警察署で済むわけにございしますから、少くとも同じ所に軒を並べて二つあるといふものが一つになる、これが百八十は当然整理がされると思ひます。その他は地方の状況に應じて、国家地方警察の署とそれから自治体の町の署とが同じ町村ではないが、二、三里の間にあるとか、隣り合せているといふやうな場合には、状況に應じてこれも統合されるといふことがあろうと存じます。これは都道府県におかれまして、実情に應じて都道府県の議決を経た条例で定められるのでございします。まあ二百前後は少くとも自然になくなるといふのが当然であらう、それ以上は県の方針によりまして、い／＼と又も少し自治体の署と国家地方警察の署

が同一市町村、或いは隣り合せていなくても、まあ四、五里の距離ならば一つでいいのじゃないかという判断が下されれば、もう少し数は減るだろう、かように考えます。

○小林武治君 さようなお話であります、全国に警察庁舎が二十二年以来相当な新築をいたしてある。而してこれらの庁舎の中で相当不用になるものもあるであります、この庁舎が、このたびの、今後存続使用されるものについてはどちらがこれは選択をしてやられるか、或いは都道府県の自由任に任せておるか、その点は如何でございますか。

○政府委員(斎藤昇君) これは都道府県と当該市町村との協議によりまして、例えば先ほど申しました国家地方警察の署と自治体の署とが同一市町村にある、その場合に都道府県としては国家地方警察の警察署だけでの足りるという場合には、市町村の警察署はそのまま市町村が何らか他のほうに転用されると考えます。そうでないような場合に、これを今度は府県の警察署に自治体警察をいたしという場合には町村と府県と協議をいたしまして、そしてその結果協議したところによつて県の所有にする、かようになる手続でございます。

○小林武治君 警察制度改正後の警察新庁舎には国庫から相当な補助金が出ておるのであります、これらについては何か措置される考えであるかどうか、をお聞かせ願いたい。

○政府委員(斎藤昇君) 当時たしか私の記憶では十八億ほどの補助金が出たと考えておりますが、全額国の補助ででき上つてそれには負債がないという

ような場合、或いは以前府県の警察署であつてそのまま無償で市町村の警察に交付をしたというような場合、この場合は話合ひの結果、恐らくこの法案をいたしましては無償を原則といたしておるのであります。国の補助金でございました署、或いは県の所有であつたもので市町村の署になつたもの、今度統合によつてその署が府県が不用であると、警察のためにはもう使わないという場合にはこれは町村のものになるわけであり、曾つてどういふ関係があつたからこの際これを取上げるといふ考え方はいたしておりません。

○小林武治君 只今の相当額の補助金が出ておるのでありますが、警察署が不用になる、こういうことになればこれらの点についても或る程度の指導と申しますか、指示を与えることによつてこの補助金でできた庁舎というものの処置についても何らかの考えがあつていいんではないかと私は思うのであります、それらには触れるお考えがないかどうか。

○政府委員(斎藤昇君) これはまあ實際問題といたしましては、そういう場合は場合に府県の警察の他の用に、例えば署と申しましては、これも不便で狭隘を感じておりますので、その附屬設備として使用をするとか、或いはそういうものとの交換をするとかいふようなことと適当に市町村と府県の間に行われるのじやないだろうか、併しそういうことを考えから考えてみても、府県としては要らないというものにつきましては、この法案をいたしましては、特にこれを国に取上げるといふことは考えておらんのでございます。

○小林武治君 次に公安委員会のことをお聞きしたいのであります、私どもは戦後の警察改正後いわゆる民主化に或る程度の実を挙げたと、この点は認めざるを得ないのであります、今後ともこの長所を生かすためには公安委員会を活用するということが眼目である、それにつきましても現在のこの公安委員の勤務等このことは、今は聞くところによると十日に一遍或いはもつと遠のいて会合すると、こういう状態であるのであります、これは今後ともこの程度でよろしいかどうかというところをお聞きしておきたい。

○政府委員(斎藤昇君) 大体まあ一週間に一回全員お集まりになるというものが現在の習慣になつておるのでございます。そのほかいろいろな事件がある、或いは緊急にお集まり願わなければならぬという場合には時々集まつておられるというのが都道府県の現状でございます。今日公安委員の仕事といたしまして、許可でありますとか或いは例えば交通違反なんかをやりました場合に、行政処分をやる場合に公聴会を開くとか、公安委員のそういう仕事を相当増やしておりますので、従いまして、こういう仕事のためにはその一週間に一度ということのほかに御勤務になるのがだん／＼増えつつあると、かように考えております。

○小林武治君 実はこのたびの都道府県の公安委員会というのは、現在の公安委員会に比べれば権限その他において格段の相違があると、こういうふうに思うのであります、せめて公安委員長になる者の勤務等については或る程度の規制を施す必要がありはせんかと

私は考えるのであります、これは従前通りに放置されるつもりであるかどうか、伺つておきたい。

○政府委員(斎藤昇君) 今日の市町村のいわゆる自治体警察における公安委員は、行政官、運営管理を今一切持つておられるわけであり、これのみ今私が申述べましたような勤務と申しますか、職務の仕方をなさつておられるのであります。私は地方の公安委員のかた／＼が、お寄りになつていろいろおきめになることもございます、併し警察が果して良識ある民主的な運営が行われているかどうか、一党一派に偏してないかどうか、そういう点を特に重点を置いて指導監督をせられるわけであり、従いまして役所に集つて来られるというよりは、やはり或いは他の仕事をなさりながら、或いは地方を歩いておられながら、そういうたつた事務について絶えず心を配つておられるということが肝要であらうと考えておるのでございます。

従いまして、都道府県の公安委員長だけについて常時出勤とか、或いは事務上の性質上他の委員よりも自然に警察本部に出られる回数私は倍ぐらゐは多いと、実際は多いと考えております。これは実際の必要性に応じて行われて結構ではなからうか、中央で特にそういうたつた勤務の仕方について基準を示すというさような必要はなからうと、かように考えております。

○小林武治君 次に、経費の節約の關係でございます、これはできるだけ制度そのものを簡素化するということとが非常に必要であるのであります、このたびの改正案では管区警察局を増置すると、こういうふうな問題が

出ておるのであります、この増置そのものにつきましては、私は全国の警察通信網に相当に革新を加えなければならぬと、こういうふうな思ふのであります、このための経費も相当にかかる、従つて私はこれらの増置といふことについて再考をされる必要があるかと、こういうふうな考えを述べたいのであります。即ち今回の改正におきましては、折角都道府県にいわゆる自治体警察、而も従来に變つた、国家警察とは變りまして独立した機関を設けられると、公安委員会を設けられると、こういうことに相成ります以上は、これらを強化する、従つてこれによつて又経費の増減を来たすのは如何と申します、この増置の問題はせめて再考する必要があるかと思ふのであります、その点は如何でございますか。

○政府委員(斎藤昇君) 経費節約の折から誠に御尤もな御意見だと存じます、我々もいたしましては、この地方警察局というものの実際の活用という点から考えますと、どういたしましてもやはり高等検察庁の区域、或いは公安調査庁の区域というものが一致をしております、この地方警察局の働きの一層重要な点は、これは警察の對象になります治安の事態が府県を超えた広域なものが非常に多く、殊に非常災害の場合、或いは緊急事態の際に非常な管区警察局的な働きをなす第一線の所がなければ相成りませんので、さような運営の面から考えまして、この際は是非他の官庁と同じように名古屋及

講師その他のかたぐいもそういつた面において適当なかたぐいにおいてを頂い

ます。のみならずそれ／＼の実務の教養に当りまして、その技術の使い方、修得の仕方というものにおきまして一々そういった人権の尊重、民主主義の確立という面からその実科の講習、その講習内容の仕方、これの用い方ということの教養をいたしておるの、のみならず警察官の日々の職務の執行の仕方、行動の仕方という面におきまして、さような観点から教養をいたしておるのでございます。警察の人事管理、教養というものの根本は、これすべて只今おつしやいましたような意味からこれに最も大きな重点を置いて努力をいたしておる、かような次第でございます。

○小林武治君　都道府県の従来の学校はすべて国家警察がこれを管理されておるのでありますが、今後はこの学校の管理は誰がするのか、規定があるかも知れませんが、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) この都道府県の学校の管理は、これは都道府県のはり公安委員会及びその警察本部長でございします。ただその教育の内容につ

び警察庁の統轄事項でございします。その中で、従つてそういうた教養施設の維持管理、これの費用、そういうた面は勿論のこと、教養の内容というやうなこともこれは中央の統轄事項として地方に留保しておるのであります。その方針に従つて都道府県警察本部長は責任

者として教養に努める、かようなことになつております。

○小林武治君　そうすれば、都道府県の学校は、公安委員会は単に維持管理をするだけ、こういうことになりますか。

○政府委員(斎藤昇君) 都道府県の公安委員会は都道府県の警察全体を管理をいたしまするから、その警察学校の教養の方針等も中央の統轄に服しながら、その公安委員会の指揮権において指導監督して行く。かような立場になつております。

○小林武治君 都道府県庁の学校の要するに教科内容その他につきましては、どういう形式において今の警察庁でありますか、そこではこれを指示すると申しまするか、指導すると申しまするか、そういう方面はどういう方法によっておやりになつておりますか。

○政府委員（斎藤昇君） 都道府県の警察学校の初任教養は只今までは半年でございまして。半年経てば警察官として勤務につけたのでございますが、本年度からはこれを一年に延長をいたしたい。さような予算の配慮をいたしておるのでございます。この予算はす

でにお認めを頂いておるのでございます。それに応じました教科内容と申しますのは、この法案の第五条の第二項の第六号におきまして、教養に関することは統轄事項でございまするかと

ら、そういつた初任教養ならば初任教養の教科内容、どういふ科目何時間、どういふ科目何時間、現任教養については、この特殊な事項についての現任教養はどういふ科目は何時間、こういふような大体の基準を警察庁のこれけいよう権限として示すわけであります。勿論

それに附加をし、府縣の状況によつてこれに若干の変更を加え、それに適合

した形として都道府県公安委員会の責任の下に都道府県警察本部長が実施をする、かような形になっております。

○小林武治君　なおお尋ねしておきた

いのは、通信施設の問題であります
が、要するに国家の警察庁と道都府県
の公安委員会との分界はどういうふう
になるかというところでございます。

○政府委員(斎藤昇君) 通信施設及び
この通信施設の維持管理に当たります
職員、これはすべて物は国有、それか

ら人は国の公務員でございまして、従いまして都道府県にありまする国の通信施設の維持管理は管区警察司の府県出張所がこれに当るわけであります。従いまして、直接には都道府県が管理をするものではない。こういう建前に相成つております。

○小林武治君 維持管理は管区警察局がするとして、これの運用といわゆるオペレーター、こういうものはどこでやりましようか。

○政府委員(斎藤昇君) それで丁度この関係は例えば一般公衆電話、電電公社の電話を役所で使うような関係で、

ざいまして、役所に入つておる公衆電話、これは電電公社が維持管理をいたす、その立場が地方警察局の通信部に当るわけでございます。これを實際に使用します者、警察本部の中の例えげ

交換局における交換手は、これは都道府県の職員であります。これを直し、當時有効な状態におくものは、これは現在なら管区、この法案によりますと地方警察局の通信部の職員がこれに当る。で、実際には都道府県の庁舎の中に管区警察局の職員が常時維持管理に

當つてゐる。これを交換するのは都道府県の交換手が交換すると、こういう状況に相成ります。

○小林武治君 一応これで終ります。
○秋山長造君 ちよつと資料をお願いしたいのです。書いたものをあとでお渡ししますが、ちよつと読み上げます。

先づ第一に、旧内務省の警察制度を説明する資料、特に全政府機構、これは府県も含んでおります。その關係を明らかにしたものの、第二に、旧内務省警察の定員調、これは明治末年、大正末期、昭和十五年頃、大体この三期に分けたものくらいを頂きたい。第三に、旧内務省警察の予算額、それは国家予算中に占める比率、それから特に軍事予算との比率を明らかにしたものの、それも明治末年頃、大正末期、昭和十五年頃、大体三期に分けたものを頂きたい。

たい。第四に、現行警察制度の下における国警、自治警の人員配置表、これではできるだけ階級別にお願したい。その中の一つとして、自治警については都市別定員表、その二は、国警については管区本部、対県本部地区署の別とすること、その三、田内務省警察時

代の定員配置を右に準じて明らかにしたものの、第四として、国警予算の内容、これは二十七年以降、ぐらいいいと思います。第六が、自治警の予算を集計した表を作つて頂きたい。これも昭和二十七年以降で結構です。但し給与費、施設費、需要費等に項目別に分けて頂きたい。第七に、平衡交付金上の警察費の算定の内容を明らかにした資料、これも昭和二十七年以降で結構です。第八に、国警の給与平均調、これは階級別をお願いいた

します。第九に、自治警察における同じく給与平均調、これも階級別にお願います。第十として、制度改正に対する予算措置の内容の詳細を説明する資料、それから制度改正により八十五億の節約となるという計数上の根拠を示す詳細な資料をお願いしたい。第十二に、現在若干の府県におきましては国警、自警の間に連合機動隊というふうなものがありますが、その内容、又法律上の根拠を示す資料を頂きたい。第十三に、昭和二十五年以降の集団犯罪、いわゆる暴動のようなものです。集団犯罪の事例について、その内容と警察権を発動したときの状態を説明する資料を頂きたい。第十四に、国警それから自警、それから更に自警相互間の応援協力による犯罪処理の事例、顯著なものをお願いしたい。第十五に、国警と自治警察の間の情報交換の具体的な手続を説明した資料。第十六に、現行警察法と新警察法における警察権の性質について、警察法の解釈論等と関連させて政府の公式の見解を明らかにした資料を頂きたい。第十七に、現行警察法の制定当時のマツカサー司令部との交渉経過を説明したような資料。第十八に、国警、自治警察別に兇悪犯罪、主として殺人事件、この兇悪犯罪の検挙率の比較を示した資料、これは昭和二十五年以降くらいで結構です。

その次に、笹森先生のほうからの資料要求について書き込んでありますので、私からお願しておきますが、府県の面積、人口と警察官の定員、それから実数並びに百分率。第二十として、五大都市の面積、人口と警察官の定員、実人員並びに人口に対する比率。それから最後に諸外国の代表的な都市

の同じく面積、人口、それから警察官との比率。大体以上ですが、できるだけ数字がすぐわかるような表にして頂きたい。

○伊能芳雄君 資料ですが、さつき秋山委員が言っていた階級別定員のところに、もう一つ今度の三万人減らして警察官の職員がどういうふうな計画でできるか、それから府県の職員がどういうふうな仕上るか、府県は全国一本に階級別に、これはすでに政令で基準を研究中でしようから、恐らく腹案が

ありだと思えます。一応腹案で結構です。つまり十万人の割当の一応の腹案を表でお願したいと思えます。

○委員長(内村清次君) 政府のほうではよろしゅうございますね。政府委員(斎藤昇君) 最大限の努力を以ちまして御期待に副うようにいたしたいと考えますが、併しながら中には明治の末期、大正の末期の(笑)定員とか予算とか、それから当時の軍事予算との比較、恐らく当時の軍事予算というふうなものは我々も国会図書館あたりで調べてみたいと思えますが、これはちよつと容易でないかもわかりませんが、お含みを頂きたいと存じます。

それから現行警察法のでき上りました際のマツカサー司令部との交渉経過につきましまして、これは公にされておりますものといいたしましては、マツカサー司令部から来た書簡という以外は何もございせん。その当時片山内閣が或る書簡を出して、その書簡に對する返事の形をとられておりますが、どういふ書簡を出されたのか、これは極秘になつておりまして、誰も知

る由がございせん。その点を御承知を頂きたいと思ひます。それから一つお伺ひいたしておきたいと思ひますのは、先ほど警察権の性質とおつしやいました、この点ちよつとわかりませんが、この席でも結構、或いは後刻御意思のある点を伺わせて頂きたいと思ひます。

○秋山長造君 この点は今の地方自治法で一応まあ警察権とはつきり書いてないけれども、治安の維持だとか何とかというところは一応地方団体の義務に

なつてゐる。ところがこれは地方の固有事務でもないのです。又だからこの警察法の法的性格といひますか、警察権の性質といふものをどういふに規定すべきものかというところに

ついて、随分議論があつたように聞いております。その点をばつきり政府の公式の見解として、警察権とはどういふものかといふことを説明する資料……。

○政府委員(斎藤昇君) かように了解してよろしゅうございましょうか。警察法にいういわゆる警察、殊に今度の都道府県に置かれる警察、或いは現行法ならば市町村の警察、あの警察の事務は自治法上は地方自治法の第二条かに

申しまするいわゆる自治体の固有の事務であるか、或いは行政事務であるか、言葉を換えて言へば固有事務か委任事務か、法律の言葉で言ひますと、公共事務であるか、或いはその他の委任事務であるかという点の法律上

のはつきりした解釈。それともう一つ、恐らく地方自治団体が公共の秩序を維持し住民の安全、福祉云々と、あれとの関係はどうか、かように理解してよろしゅうございましょうか。

○秋山長造君 そうです。

○政府委員(斎藤昇君) さような意味に了解いたしておきます。

○堀末治君 今の資料なか／＼膨大な資料ですから、一遍にまとめて出されることはむずかしいでしようから、できたものから一つずつその都度出して頂けますか。

○政府委員(斎藤昇君) その日／＼できただけをお渡し申上げたい、かように考えております。

○秋山長造君 さつきの明治時代の予算関係なんかというものは骨董屋へ行かなければわからんような数字であるならば、そういうものはあと廻しでよろしいです。できるだけできたものからお願ひしたい。特に今の警察権の性質をどう考えるかというふうな資料は、やはり警察制度の一番根本に觸れるものですから、できるだけ早くお願いしたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後六時十七分散会